

平成22年塩尻市議会9月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成22年9月7日(火) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 1号 平成21年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費8目地域づくり振興費のうち協働のまちづくり推進事業、14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書

議案第 2号 平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成21年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 平成21年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9号 平成21年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第16号 長野県地方税滞納整理機構の設置について

議案第19号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、12款公債費、14款予備費、第2表地方債補正

議案第20号 平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第21号 平成22年度塩尻市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

議案第23号 平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

請願9月第1号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願

出席委員・議員

委員長	森川	雄三	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	古畑	秀夫	君	委員	金田	興一	君
委員	小野	光明	君	委員	中野	長勲	君
委員	古厩	圭吾	君	委員	白木	俊嗣	君
議長	塩原	政治	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した議員

請願紹介議員 中村 努 君

説明のため出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した参考人

請願者 食と心身の健康を考える会代表 吉家 文子 君

議会事務局職員

事務局長 酒井 正文 君 議事調査係長 中野 知栄 君

午前10時00分 開会

議案第1号 平成21年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費8目地域づくり振興費のうち協働のまちづくり推進事業、14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書

委員長 皆さん、おはようございます。昨日に引き続きましてですね、総務環境委員会、審査を開催したいと思います。よろしく願いいたします。きのうは、歳入の全般について説明をいただいております。早速質疑を行いたいと思います。委員の皆様からお出しをいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

古厩圭吾委員 歳入は、今のこの段階だとかいう事業をやりながら、これだけ支援しようよというのが前提にあると思うけど、歳入にかかわる部分で特に国や県からの支援というのは、そういうことを含めて。それからまたもう一方では税源移譲もしていこうというような方向が見えてる時なんだけども。今後に向けてね、そういう形になった場合に、例えば、今、何かをつくろうとか、何かをやろうという補助があるからという点で、当然それを織り込んでやってるのは、ある意味、当たりまえなんだけども、問題は、例えば支援の総額的にはこうなるよと、例えば交付税で出してこれだけやるが、しかし、その額そのものは圧縮するよっていうような方向を、今、民主党政権では言っているように見えるんだけど、そうなった場合に、いろんな事業をしていく時にね、具体的にどんな影響を受けるとっておられるのか、その辺をちょっと執行を取ってるところの皆さんの思いをちょっと聞かしておいてもらいたいと思ってるだ、今後に向けて。この時点では、はっきり言って援助はもらえるものならもらって、なるべく豊かな内容にしてっていうのが、結局は織り込まざるを得ないし、織り込めると思うでね。そのほうが、利口な立ち回りだっということになるんだけど、ただ、皆さんの地方自治体の

感覚で総額はこれだけだよと、好きなようにやりなさいと言われた時に、どうするかっていう部分の感覚はどうですかね。

副市長 非常に難しい問題だと思います。ただ、今までは事業に対して、こういう事業をやればこういう補助金が出ますよって、確かにそういう制度が多かったわけですが、最近は交付金とかです、そういう方向に変えようとしております。まさに地方分権と言いますか、地域主権というか、そういうことになりつつあるのかなと思います。したがって税源配分と言いますか、市町村の地域バランスを考えながら、当然税の再配分がされるべきものであると思いますので、それは交付税という格好になるのか、あるいは交付金ということでもまとめて市町村におりてくるのか、それはどういう方策になるかわかりませんが、したがって地方が、今までは、これは、今思うとちょっと変わってきてますけれども、今までは、どこへ行っても同じような施設があるってようなことをよく言われました。金太郎あめとかです、よく言われましたけれども、そういうことがだんだんなくなるだろうと。むしろ、そのほうが地域の実情にあった施設や何かを自分たちで選択できるって面では、非常にメリットがあるんじゃないかと思えます。したがって財源を確保しながらです、それに見合った事業選択をしてやることが、非常に求められてくるのかなって。そういう面では、自治体経営とか何だかんだ出てきますけれども、そういうことを念頭に置いて地方自治体としてもですね、しっかり財政計画やなんか作りながら事業選択をして、自治の向上に努めていかなければいけないんじゃないかなと思います。ただ、具体的にどういう方向って、まだ出ておりませんので、何て言いますか、本来的にはやはり地方自治というのは、自分のところで財源の確保して、自分のところでその地域にあった、何て言いますか、振興策をやっていく、そういうことにあるのかなと思いますので、これはいろんな考え方があると思いますけれども、私はそんなぐあいに思いません。要は、今、選択、選択って言いますが、選択と集中ってことはやはり重視していかないと、これからはなかなか難しくなるのかなという気がします。お答えになったかどうか、わかりませんが。

古厩圭吾委員 そういうことだろうと思うわけですが、ただ逆に言えば、地方行政の責任ってなると重くなると思うですね。例えば、昔は、今言われたように、これやるなら国はこういう支援するよって、ある意味では、あらかじめ約束してある。逆に言うと、それを受けないならその事業は成り立たないよみたいな、逆にそういう枠もあったわけですね。ところが今後、だ、それに従ってやったり、あるいは、例えば、それだけ支援をもらえるなら、総額はかかるけれども、うちにしてみりゃ、ちょっと過剰な投資になるかもしれないが、しかし、結果としては、うちの自治体で持ち分が少ないなら、この際やっちゃうかと。そのほうが結果的にいいじゃないかという思いをね、認めざるを得ないというか、それが妥当で通るという現実にあったと思うだよ。ただし、今後はせえ、そういう方向で総額がこれだよと。だから3割は減らしちゃうよと。皆さんで工夫してやりなさいってような流れになった場合のね、その時の行政の能力って、これこそ比較される、試されるという方向になっていくと思うんだけど、物をやる時に、これをつくるんだ、これとこれとこれをメニューに入れてりゃあいいかっていう発想では、これからはいけなくなると思うよ。こんな必要ないって思うことはカットして、あるいは用地をどのようにして確保するかっていうようなことも含めてもね、いろんな工夫が必要になると思うよ。例えば、そういう時にいろんなことを決定していく責任がすべて自治体にね、任されるような方向ならまだわかるよ。ただし、ある面はカットしちゃうと、これはだめだよって言うって、金だけは圧

縮していくよっていうだけだと、非常に地方はやりようがなくなっちゃう可能性もあると思うだけでもせ。その辺について今からね、いろんな手を打ってかないと、という思いはするんだけど、この間の例の苗圃の跡地じゃないけれどもね、いろんなことを、じゃあお互いに腹の中では思ってたけども、何の証拠も約束もないじゃないかと言われちゃうと、何にも言いようがないってことになりゃね、今後にわたってえらいことになっていっちゃうと思うだよ。その辺も含めて、ぜひ、それこそ地方自治体の理事者を初め、行政にかかわっている皆さんのね、資質を比較される時が来ると思うだよ、もう間違いなく来ていると思うだよ。そういう面で、ぜひ、塩尻にふさわしいというか、その辺の配慮は、ぜひ今からいろんな例をもう一回かみ砕きながらせ、考えていていただきたいっていう思いをうんと強くしています。

副市長 ちょっと私の説明というか、言い方がおかしかったかもしれませんが、今も事業選択はやっているわけですね。地方交付税っていうのは大体市町村の、何て言いますか、自由って言うか、市町村の計画で使っている財源になっておりますので、一般財源ですので、そういうことで、市にあったそういうものをいかに計画してやっていくかということ、総合計画であり、実施計画であり、予算であり、そういうことを通じてやっていくわけですので、決してこういう補助金があるからこういう事業、全くないとは言いませんけれども、こういう財源があるでやるかっていうことじゃなくて、やはり、その事業があつて、それに見合う財源をどこに見つけるかっていうのが、やはり大事じゃないかなっていうことを思います。いたずらにお金があるから、じゃあこういう施設って言っても、それは不要の施設になりますので、そういうことはやはりまずいんじゃないかなと思います。施設って言いますが、いろんな施設以外にもいろいろなことがあると思いますけれども、すべてそういうことかなと思います。したがって事業選択をして、この辺は議会にも相談してですね、実施計画や何かで御論議いただいて、予算で御審査をいただいて実施になっていくわけですので、そういう時にやはり財源のことを心配しながら今もやってるわけですので、そういう、何て言いますか、選択の余地が本来もう少し、選択の余地っていうか、国のほうから財源が来てもらうようなことを考えていかないとまずいかなと。それは、今、税源移譲の問題にしても、それぞれ地方自治体に財源をもう少しおろすようにっていうような、そういうことを議長会でもお願いしていただいておりますし、市長会でもお願いしておりますし、絶えずそういうことは続けていかないといけないのかなっていうぐいあいには思います。

白木俊嗣委員 今、古厩委員の話にもちょっと関連するけど、今まで自民党のね、要するに補助金制度の中でもって、今まで予算でも何でも組み立ててきたわけだね。今度は民主党になって、事業仕分けだ何だかんだ政策的にもだいぶかわってきた一面が見える中でもってね、こう見ていると市税や何かはね、要するに予算、調定、歳入っていうように、これは理解できる。要するに滞納者があつたりするからね。ただこうやって見ると、国庫金だとかね、県支出金などの場合はね、要するに最低でも2月の末って言えばね、要するにその事業についてはこれだけの補助金を出しますからっていうような通知があると思う。その中で予算書を見るとね、要するに予算に対して調定があり、収入があるんだけど、調定よりか予算が多いってな箇所が何カ所か見えるわけさ。それはまあ、こう政権がかわって民主党になったから、今まで予定したものが来ないっていうことは理解できるけどさ、ただ感覚的には2月、遅くても2月半ばごろって言えばね、それぞれみんな通知が来てね、ほとんどその数字が狂いがないと思うわけさ。そういう中で予算とね、調定の食い違いね、これを最終的にはね、3月の議会あたりでもってね、専決もあるけど、3月の時点ではある程度把握できればね、その辺の計数整理ってものは

すべきだと思うだよ。ここらを見ていると、例えばね、相当1,000万円、2,000万円の単位でもって違いが出てきてるだよ。ここにある観光費補助金ってのもね、388万円というような予算を組んでいながら歳入は何もないわけさ。こういうのは3月の時点で、その時点でもってね、ある程度整理して、はずすものははずす。調定に出して起債の歳入が多い場合には、予算を上げるとかね、そういうような整理をしなきゃいけないと思うだよ。これは素人が見て思うだけどせ。そういうのはどうですか。

副市長 ちょっと具体的に観光費ってどこですか。

白木俊嗣委員 36ページのね。それ以外にもいっぱい予算とね、調定の。

副市長 決算書を見た時に予算の現在高とですね、決算額との相違があまりあるとみぐさいよということで、私どもは専決処分等もやらさせていただいてます。それは3月の補正に間に合わなくて、その後、決定されたようなものについては専決処分というような格好で、この辺も専決処分なんてやらなくて、そのままいいっていうような御論議もいただきましたけれども、今、やはりうちは、専決処分というようなことをやらさせていただいて、ある程度、整理させてもらってます。そのほうがよりよい決算が出るということだと思いますので、それで、ただですね、昔は補助金交付申請をして補助事業をやって、確かに2月ころ確定が来ましてね、3月で事業が終わってというようなパターンでしたけれども、最近、こういう経済対策っていうようなことで、国のほうも、何て言いますか、補正予算を組みましてね、経済対策事業をやって、いろんな事業のメニューをつくっています。それで、うちのほうも、やはり経済対策は地域の振興策にもなりますので、積極的に受け入れていこうというようなことで、ちょっと以前では考えられなかったと思いますけれど、3月に補正をしてみんな繰り越しちゃうんですよね。そういうような事業がここ二年くらい、二、三年ですかね、非常に多くなってきておりますので、そんな関係でちょっと見づらいついて言いますか、事業があると思いますし、繰り越さざるを得なかった事業も多くなってきておりますので、そういう面では、昔はあんまりこういうことはなかったですけども、今、しょうがないのかなと。国の補助金も絶対悪いってことじゃなくて、国もやっぱり、何て言いますか、国の統一した基準としてやるべき施策については、補助施策や何かで事業を出しておりますので、それも必要なことであろうし、あるいは地域に任じた部分については、やはり、地域のほうへ任じていくっていうような、そういうすみわけが大事ななと思いますので、今、一生懸命やっただいただいでますので、そんなほうになるように、私は希望しておりますけれども。

白木俊嗣委員 素人から見るとね、こういうのが結構目につくもんで。そうするとね、予算をこれだけ盛ってあるところだったらね、それじゃあ、まだ何か事業でもって入ってくるものがあつたんじゃないかって気がするだよ。こう見るとね、1,000万円、2,000万円単位のものがいくらでもあるだ、これ。おれも幾つか見たけど。そうするとこれは、じゃ何か、要するに繰り越しになった事業があるのかとかね、もしあるとするならね、やはり最初の段階でもってね、こういう事業については、これこれ補助金が間に合わなくて翌年度になるとか、例えば繰越明許でもってやるとかっていうような、そういうことを説明されればわかるけど。ただ、この数字だけ見ると、えらい予算に対しての収入が少ないけど、それじゃ何か入ってくるべきものが入ってこなかったかやっとな理解をしちゃうだよ。だから、やはりさっきも言ったけど、2月末までって言えばね、今までのあれでいくとね、形態で行くと、内示なり何なりがあつてね、その数字というのはほとんど、収入は3月や4月に入ってきててもね、そんなに狂わないと思ってるだよ。ただ、そういう中でもって入ってこないとね、何か

あるのかなって気がするわけさ。今までそうした場合には、最終の専決だったって間に合うものでさ、そういう処理を、おれはすべきじゃないかなと思うんだけどさ。

会計課長 済みません、私のきのうの説明が不足していたと思いますけれども、調定をする時期というのが定められておまして、国、県等からの補助金、負担金につきましては、申請をした段階ではなくて、交付の確定、交付決定がされた段階で調定をすることになっております。今言いました観光費補助金につきましても、決算の説明資料6ページの平成21年度から平成22年度への繰り越し明細の一覧のちょうど中ほどよりちょっと上くらいに観光施設維持管理費ということで399万円、うち国庫補助金が388万3,000円ということで交付をされております。今回は、2月に経済対策等があって補正を組んだものにつきましては、補助金申請はされておりますけれども、国、県等からの内示等がなかったということで調定がされてないということで、各事業に予算額に対しまして調定額があってないというような数字がたくさん出ております。これにつきましては、私のきのうの説明不足だったと思います。大変申し訳ありませんでした。

白木俊嗣委員 謝ってくれなくてもいいけどさ。こうやって見てるとね、それ以外にもね、1,000万円、2,000万円単位のものがあるもんで、そうするといかがなものかなと思うものね。要するに、今、調定のことを言ったけどせ、調定だったってね、入ってから調定しなんだっていいだよ。内示があればね、その時点でもって調定はいくらでもできることなもんで。そうするとある程度、今、観光費を除いてね、ほかのものだったね、1,000万円、2,000万円っていう単位でもって、予算と調定が違うのが結構あるもんで、そういう説明をきちんとしてもらわないとね、おれたちはわからないわけさ。だで、そんなようなこともまた、ぜひ説明していただきたいと思います。

財政課長 今のお話のとおりでございましてですね、今、会計課長が申し上げました決算説明資料の6ページ、ここで38事業、繰り越し事業出ているわけですけども、このうちの25事業が2月の臨時会で繰り越しを前提をお願いをしました国の経済対策のきめ細かな事業でございまして、本来平成22年度に予算化すべき事業を100%補助が前倒しでできるということで、委員会のほうでも、一応これについては、繰り越しを前提にですね、前倒しをさせて対応させていただくということでさせていただいたものでございます。したがって、ここに38事業あるうち今の380万円も含めてですね、25事業が同じような状況になっておりますのでよろしくお願いたします。

白木俊嗣委員 わかるだよ。わかるけどね、決算の中ではさ、予算に対してね、だったら、それだったらさ、平成22年度に繰り越しだったらね、予算だってそれなりきに減額すればいいじゃん、この、要するに決算書の数字を。要するに翌年度に繰り越しになったら、じゃこの事業についてはね、新年度でもって当初予算で盛ればいいことなもんで。それで、この予算に対しね、その減額分がせ、違う。だけどね、おれたち素人から見るとね、予算がこれだけあるのに、これに対してね、2,000万円、3,000万円、収入が少なければね、じゃ、この予算はどうだったかと。説明資料があるからさ、それを見てくださいってさ、それで済むことだと思うけどね。ただ、決算だけ見ればさ、いいよ、おらは、こうやって説明する中もってね、理解するけどさ。対外的に出た時にね、じゃあ市の予算は、こんなもの説明資料も出ないからね、それじゃあ、この予算に対してこんなに歳入が少ないけど、それはどういう処理をしてるかって言われた時にさ、説明ができないと思うだよ。だからね、私は、専決でも何なりの時点でもってね、予算と歳入はある程度あわせいくほうが、おれはいいじゃないかと思うけど

さ。

総務部長 委員の言うこともよくわかりますけれども、先ほど言ったように平成22年度に繰り越すための、そういう措置ってものは、当然、それに沿ってやらなければいけませんので、当然、説明をね、今言ったように、決算説明資料に載ってるだけではなくてですね、明快な説明が必要かというふうに思っておりますので、そんな形で今後もさせていただきたいというふうに思います。お願いします。

小野光明委員 関連でいいですか。国の緊急経済対策の関係で、当時のことを振り返ってみるとですね、いわゆる県なり、国の内示で、結局、いわゆる市側が使いやすいものには手当されたんだけど、幾つか要望をする中で、結局ですね、いろいろ難しい説明をされ、例えば農産物活性化プロジェクト支援金もプラスになるということで、こういうのはどうだと言ったら、3年前から計画でいろいろこれにあってなきゃいけないというような話がありました。その一番わかりにくいのは、緊急経済対策の関係は、議員もわからないし、市民がわからない。結局行政側がですね、都合のいいところだけ使ってるというような感じがすごくして、数字も先ほど出てるようなことになると、ちょっと疑問だと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

総務部長 行政に都合のいいっていうのがよくわからないんですけども、それは小野委員の意見ですので、それはそれとしてですね、市としてはですね、市民のために、要は、行政として一般財源を使おうとして計画してたものが、単独事業に充てなさいよということの国の指導のもとに単独事業に充てた。その結果として基金を取り崩しをしないで、国庫補助金でやることができたものですから、これはまあ、回り回ってみますとですね、市民のためになったと。将来に備えた貯金ができたとようなことからいってもですね、市としてはですね、そういう面では国の補助金をとり入れてやったと。必要でないものをやったわけではなくて、必要なものを適切な時期にやったというふうに考えております。

小野光明委員 必要か必要でないかっていうことではなくて、先ほどから言ってる選択と集中で絞り込んで、普段できないものをやっているとことなんでしょうけど、緊急で、例えば、市民が求めるこういうものと行政が普段できないことをやるっていうところのミスマッチが、私は起きてるんじゃないかなっていう気がするんですよ。緊急で普段できないことをやるものと、市民が望んでいるものは本当に合致してたのかなというところが疑問なんで、必ずしも、何て言いますか、どうっていうんじゃないかと、その辺を、普段できないことをやるといふことの情報がですね、伝わってないっていうところがあるんですよ。確かに計画的にやっているとはいうんですけども、緊急で本当にこういうところっていうものをやったっていうことですね、情報をしっかり出してないんじゃないかなって気がしたんですけど、その辺は、いかがですか。

総務部長 情報を出すっていうのはですね、要は、臨時議会を開いていただいて、今、言ったように、そういうお金がですね、これだけ塩尻市には割り当てが来て、それを単独事業に充てなさいということですので、当然計画してた予算化されたものの中の単独事業に財源として、それを充ててったということでございますので、当然、新たに当然ふえたものもあろうかと思えます。だで、当然、今、言ったように臨時議会でお諮りをしてですね、それを認めていただいて、当然、繰り越しを前提にやってきたということでございますので、それなりの提案はさせてもらっていると、こんなように思っております。

小野光明委員 行政側の手続きとしてはね、まさにそのとおりなんですけど、やはり緊急でっていう時のものに対しては、もう少しですね、こちらのほうも逆の意味で伝えてないかもしれないですけど、配慮してほしいな

ってということです。いわゆる、手続きとして確かにそのとおりなんですけども、緊急経済対策で施策をするっていう時に、今までできないものっていうのではなくて、本当に困っているところを見つけて投資をするということもあっていいんじゃないかなということです。いいです。意見ですので。

委員長 いいですか、意見でよろしいですか。

副市長 緊急経済対策とってうちのほうでやった事業は、ほとんど前倒し事業なんですよ。例えば平成22年度の当初予算に載せる予定のやつを平成21年度の予算で入れていったってような事業が多いです。小野委員さんおっしゃられる、確かに住民の要望する事業をやりなさいと、それは緊急経済対策ということじゃなくてね、常にそういう方向関係でいかなければいけない。それが事業の選択、集中になっていくのかなっていうぐあいに思いますけれども、具体的にどんな事業があられたのかわかりませんが、一応、条件にあって、本来的には次年度にやるような事業について、今回は緊急経済対策で対応させていただいたってというのが、一応、原則だと思います。

中野長勲委員 いろいろこの財政については、ちょっとやわらかい方面にしてもらいたいと思うけど。この市税がなかなか伸びないってことが今までの説明を受けた中で言われたけど、やはり市税を何とか挽回しなければいけない。こういった不況の中で、今の対策としてはハローワークっていうかな、ハローワークの下請けって言い方はおかしいけど、そこにあっせん、就職の斡旋所だね、ああいった機能がね、どのような機能を持っているか、ちょいちょい我々も来てみるけど、あまり人の出入りもないような気がするけど、その辺のところの、要するに経済不況に対する対策っていうものは、どんなふうな対策をしてるか、わかったらお願いしたいと思うんですけど。

副市長 雇用関係が一番心配なところでございますけれども、一応、地域職業相談室ってということで、本来、職業のあっせんとか、そういうことについては国の仕事なものですからハローワークの管轄です。そこで塩尻のほうへ地域職業相談室ってということで分室を出していただいております、そこでやっていただいているってということで、今、結構な人数が来てですね、相談にのっているってということだと思います。ただ、雇用状況は必ずしも改善されてるかっていうとちょっと厳しい、極端なことを言ったら半分くらいですかね、100人の希望者がいても、仕事のほうは、求人のほうは50%とかですね、そういうような多分統計、ちょっと済みません、数字をはっきりつかめてなくて申しわけないんですけども、そういうような状況だと思います。ただ、いろんな職業にいろいろな、何て言いますか、差がありますよね。職業に差っていうか、求人数に差がありまして、いいところもあるし、それほど伸びてないところもありますし、就職したいって来られても、なかなか自分は、例えば事務系をやりたいんだけど求人のほうは製造業だよとあって言って、こういうミスマッチがある部分もありますので、一概にどのくらい雇用が不足してるかっていうことは、ちょっと数字で申し上げられないわけですけども、以前に比べると厳しい状況が続いているというのは、確かであると思います。一応、うちのほうは、市の市費でもって職業相談室のお手伝いをさせていただき職員を1人配置しております、そんなところで、相談に来られた方の、何て言いますか、アシストができるような体制をとっているのが現状です。その地域職業相談室では、ハローワークの情報を全部とることができますので、松本のハローワークへ行ったことと同じような、そこで相談ができる、そういうような体制をとっています。それから若い人たちの職業支援というようなことで、一時、ニートとかいろいろありましたので、そういうようなためにいろんな事業をやるってことで、雇用のほう

で対応させていただいている部分もあります。回答になったかどうかわかりませんが。

中野長勲委員 今、説明を聞いてあれですけど、やはりこういう不況の中で、ちょいちょい優良企業が事業停止だとか、仕事をやめちゃうっていうような話を聞くもんですから、その中の従業員が、市会議員、どっかいいところないかな、なんていうような冗談話の話を聞くんだけど、その冗談話の話の中ではね、真剣に言われるところがあるわけなんで、この職業相談所の機能が、たまたま塩尻市に大きな企業と言っても、大企業と言えばエプソンくらいなもんだけれど、そういったところの市民からの市町村民税が左右されてくると思いますので、極力市民の、何て言うか相談相手になっていただいて、雇用促進につなげていただければありがたいと思っています。

委員長 よろしいですか。

中野長勲委員 はい。

委員長 ほかにいかがでしょう。

小野光明委員 具体的なことで伺います。歳入の関係10ページ、法人税が前年度よりも2億8,600万円余落ちたということなんですけど、この法人税っていうのは、いわゆる業種別で増減がどうだったかっていうのは、データはあるんですか。

税務課長 本市の法人税、平成20年度決算の関係でございますけれども、いわゆる税収の多い業種別に申し上げますと、製造業、これが約31%、その次が卸・小売業25%、それからサービス業17%、この3つの業種で全体の73%を平成21年度決算の中では占めております。以上です。

小野光明委員 その業種別の増減っていうのは、出ないですか。

税務課長 ただいま申し上げましたいわゆるベスト3の、その前平成20年度との比較でございます。製造業では、年トータルの中で1億5,900万円の減、卸・小売業5,200万円の減、サービス業では2,300万円の減というのが、1年前との比較になっております。以上です。

小野光明委員 わかりました。

ほかの件で12ページですね、市のたばこ税の関係で、健康増進のために落ちたってことなんですけど、たばこ税の関係で、いわゆるコンビニのたばこ税は市に落ちないというようなことも聞いたんですけども、コンビニによっては、その販売が松本で統括しているとそちらのほうに行ってしまうと、市に落ちないということも聞くんですけども、どうなんでしょう。

税務課長 たばこ税の関係につきましては、いわゆる小売店、それから取り扱っております販売所との関係、それぞれが納税義務者という形になっておりますので、今、委員御指摘のように、いわゆる系列の中で一手に仕入れて、その分を系列に卸すというようなケースがあった場合は、その一手に仕入れるところの所在という形になってくる部分がございます。したがって、どこの業種とは言えませんが、そういう系列を扱っている系列があればですね、塩尻市に入らないということが考えられます。

中野長勲委員 ちょっと関連でいい。今、法人税の話が出たんだけど、今、塩尻市内の法人っていうのはどのくらいの数があります。

税務課長 概数ですが、約1,700余の社の数になっております。

中野長勲委員 内訳というのは出るかい。

税務課長 お時間をいただきまして、後ほどお答え申し上げます。

金田興一委員 関連でいいですか。今の1,700社と言われた中で、いわゆる赤字法人というのは、どのくらい含んでおりますか。

税務課長 申しわけございません。その点につきましても、ちょっとお時間をいただきたいと思います。細かいデータが手元ございませんので。

企画課長 統計という視点の中からですが、ちょっと理解の中で間違えてはいけないと思いますので、委員さん、知ってのとおり、会議所のメンバーは、もう2,100だけいるんで、市内の事業所数ということでは、3,095というような数値はございます。今、税務課長のほうでおっしゃったのは、申告をされている法人数だと思いますので、その点だけ、事業所数という点ではありませんので。

中野長勲委員 今、課長のほうからの話、法人というのはね、今、課長は商工会議所は二千なんぼと言ったけれど、会議所の場合には個人事業所も入って二千なんぼだから、これは法人税には関係ないわけだね。だから、法人として、ここにもある1号は均等割5万円とか、2号は均等割14万2,000円とか、そういった分類ができればね、法人の確認ができるんじゃないかと思って、私は資料をお願いしたわけなんです。

委員長 後ほどってということですが、よろしいですか。

中野長勲委員 はい。

委員長 ほかによろしいですかね。

古畑秀夫委員 この地方消費税ってのも、先ほどのたばこ税ではないですが、地元で買い物したりっていうようなことで地元へくるのか、全体、県全体とか、どんなふうになってるのか、ちょっとお伺いしたいですが。

財政課長 地方消費税の関係は、県のほうに入ったものについて、その2分の1の額を備考欄に書いてあるとおり、市町村に対し人口及び従業者数で按分して交付されるものです。

古畑秀夫委員 県ですか、全体で。

あと細かいことですが、65ページですけど、これ、一番下の職員健康診断個人負担114万円ってあるんだけど、これは、健康診断やなんか個人負担というのはあるわけですかね。ちょっとお聞きしたい。

人事課長 この場合ですね、正規と嘱託・臨時に対しての個人負担という形であるんですけども、具体的に言いますとですね、ヘルスクリーニングとかなの場合2,400円から、習慣病の場合、若干違いますので3,000円程度、あと胃と大腸検診の関係は個人負担1,100円という形で徴収しております。以上です。

古畑秀夫委員 そうすると正規の健康診断はないってということだね、今の説明だと。

人事課長 正規と言いますと、一応、市のほうが、事業費という形で実施している健康診断は、ヘルスクリーニング、あと婦人のがん検診、あと胃腸・大腸検診、という形ですので、正規というとちょっとわかりかねるんですが、これらにつきまして実施した個人負担ということですよ。

古畑秀夫委員 法律に定められた定期健康というか、診断書を事業所に定められた、法律に基づいたものを正規っていうか、そんなような言い方をしたんですが。それと受診率、去年も聞いたんですが、だいぶ職員の中で受診率が悪いというようなことをお聞きしたんですが、去年はどんな結果ですか。

人事課長 数字的には約9割という形なんですけれども、これにつきましては、あと1割はですね、いろいろ調査したんですけども、現在、例えば治療中ですね、主治医に継続して診てもらっている方はですね、受診し

なかったとか、そういう者がございますので、県の平均が約7割ですので、当市に関しては結構高いというふうにはとらえておりますが、監査委員の指摘にございますのは、100%にしろということでございますので、そういうふうに努力したいと思います。

古畑秀夫委員 ちょっと違うほうの質問ですが、いろいろと市民に対する検診があるわけですが、胃検診とかがん検診的なものとか、いろいろとあるわけですがけれども、何て言うんですかね、まとめてやるっていうか、そんなようなこと、何回かこういうのがあって、それで40歳以上、塩尻市の場合は35歳以上ですか、検査があるわけだけでも、そういうのをまとめてできないか。それで半年以上前に通知が来られちゃって、なかなか忘れちゃったり、いろいろあつたりするんで、まとめてできるっていうことができないかな。今まで、ずっと人間ドックでやってきたりすると、何かやりづらいというか。ちょっとお聞きしたいんですけど。

健康づくり課長 確かに検診の通知については、かなり早めに通知しているっていう状況がありましてですね、今、委員さん御指摘のようにちょっと忘れてしまうというようなケースもあろうかと思えます。まとめてっていうふうなお話なんですけれども、やはり検診の関係によりまして、用意するような機材ですとか、違う部分があったりします。また、委託先、健康づくり事業団とかですね、委託しなければいけないってことで、そこら辺のスケジュール調整等もありまして、なかなか一括してという部分では難しいところもあります。受診率を上げるというふうな命題もありますので、そこら辺については、総合的に市民の皆さんにできるだけ大勢受けていただくように、また受けていただきやすいような方法につきましては、ちょっと今後とも研究させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

古畑秀夫委員 特定検診なんかも本会議の質問の中では、なかなか目標に届いていないっていうような状況もあつたりして、何か工夫してやっていかないとなかなか上がってこないと思うので、今、少し検討するということですので、ぜひお願いします。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

白木俊嗣委員 55ページのね、市有林立木等売払収入ってのがあるけど、これは、あれかい、今、どのくらいを、森林は切つてはいいないけど間伐程度じゃないかと思うんだけど、どのくらいの量を売り払っているのか、わかったら教えてちょうだい。

財政課長 今、資料ございませんので、担当課のほうに調べまして、後ほど御答弁させていただきます。

白木俊嗣委員 ちょっとそれは、立方メートルと単価ね。

委員長 立方メートルと単価。年間どのくらい売り払っているかっていう。

白木俊嗣委員 それとどういうものを売ったか。

委員長 よろしいですね、それじゃ、そこら辺、聞いてみて。

白木俊嗣委員 それともう一つ、ついでに。県でもって、今、森林税だか何か500円だったけ、徴収してるわね。あの還元てのは、塩尻はどのくらいあるのか、それもあわせて。

財政課長 調べて後ほどお答えいたします。

小野光明委員 31ページの聖地管理手数料の東山霊園の手数料の関係ですけど、説明資料の18ページに細かく過去、翌年、案分が出てますけど、件数で見るとだいぶ、こうふえているんですけど、今後の霊園整備と管理っていうのはどんなふう考えているんですか。

生活環境課長 最後のほうちょっと聞き取れなかったんですが、済みません。

小野光明委員 霊園の整備と管理のあり方は、今後、どんなふうを考えているのかということ。

生活環境課長 東山霊園の今後の整備のあり方でよろしいですか。

小野光明委員 はい。

生活環境課長 東山霊園、本年度は、増設の関係の設計を、測量設計をお願いして、増設、空いているところを、大分、約80くらいを設計でふやす予定にしておりますが、今の東山霊園の敷地の中ではそれが限度かなと思って、2年計画でやっていただく測量を今年度予算化させていただいております。あと東山霊園の管理につきましては、その手数料、統一聖地で3,000円でございますが、それでもって見直しをしながら整備をやっていただく、いうふうに考えております。

ただ、もう一つ、東山霊園の場合には使用されている方が返還されて、それをまた永年使用というのがございます。返還、歳出のほうに永年使用料の返された方の返還金というのがございます。それをまた整備して永代使用させていくということになりますので、その再収入と手数料になっているので、今の東山霊園の中を賄っていくというふうに考えております。

小野光明委員 あと80件分くらいしかないってことですが、今後、団塊の世代の皆さんがいつ亡くなるかわかりませんが、10年、20年後だと足りなくなるんじゃないでしょうか、どうなんでしょうか。

生活環境課長 今のところでは80件くらいしか、今のところには計画できませんので、確かに今希望とされている方は抽選でやらさせていただいておりますので、都市計画では、そのあと別のところに東山霊園を増設したいと、その量にあわせて増設したいということでの計画はしております。うちで考えているのは、地区の別のところに新しい霊園を求める場合には、数的には五、六百くらいのものを必要かなというふうなことで考えております。

小野光明委員 別のところって、東山以外に。

生活環境課長 今のところは、どこの場所というふうには予定しておりませんが、管理上は近いところがいいかなと思いますけれども、新しいところは今のところ、場所的にはまだ未定でございます。

委員長 よろしいですか。ほかに。

ここで一たん、午前11時まで休憩にさせていただきます。午前11時からね。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

税務課長 先ほど古畑委員さんのほうから、法人市民税に関する御質問2点ございました。先ほど約1,700というふうに申し上げた、その内訳の関係と赤字になっている法人の数ということでございます。法人の総数は、正しくは1,696社です。内訳でございます。いわゆる資本金等の金額が50億円を超え、従業員が50人を超える、いわゆる9号法人、均等割額が360万円の口、以下、一番最小の6万円まで順を追って申し上げます。9号法人14社、8号4社、7号105社、6号7社、5号92社、4号32社、3号310社、2号10社、一番下の6万円均等割については、1,122社というのが内訳でございます。

続きまして平成21年度決算、赤字ということでございましたので、法人市民税の場合、均等割と法人税割と2つで成り立っておりますので、法人税割がゼロ、あるいはマイナスという関係の社数が、74社ございました。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかに何かありますか。

それではですね、先ほどの白木委員さんからのほうの質問がありますが、それは、後ほど御答弁なり、資料なりということでよろしいですよ。とりあえずここで、一たん閉めさせていただきますので、よろしいですか。結局、第1号議案、すべて閉めちゃうこととなりますけれども、それでもよろしいですか。よろしいですか。それでは、質疑ないようでありますので、議案第1号平成21年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について、総務環境委員会に付託された部分について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 次に当委員会に付託された特別会計の審査に移ります。

続いて議案第2号であります。平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは御説明申し上げます。決算書329ページをお願いしたいと思います。決算説明資料につきましては、72ページ以降にございますのでお願いしたいと思います。それでは御説明の前に冒頭お時間をいただきまして、概要につきまして御説明を申し上げます。加入者の状況につきましては、被保険者数は平成21年度の年平均で1万7,834人と前年に比べ210人ふえ、本市の全人口に対する加入率は26.6%となっております。また、加入世帯数につきましては9,689世帯で、前年に比べ74世帯が減少しております。平成21年度の運営面につきましては、レセプトの内容点検が紙ベースから画面審査に移行されたほか、出産育児一時金が昨年10月から4万円の増額をされたことにあわせて、医療機関への直接払い制度が導入されまして、安心して妊娠・出産ができる環境づくりが進められてまいりました。

次に決算の概要につきましては、歳入合計額6億4,667万4,235円で、前年度対比97.4%ということで、約1億6,000万円の減となっております。歳出合計につきましては、5億8,123万3,423円で前年とほぼ同額となりました。新型インフルエンザ流行による医療費の増が心配されたんでありますけれども、幸いにも影響が少なく歳入歳出差引残額2億3,544万812円を繰り越すことができ、平成22年度の保険税を平成17年度の保険税率改定以降6年続けまして据え置くことができました。しかし、前年の繰越額は、3億9,700万円余でございましたので、それに比べまして平成21年度は59.2%ということで、1億6,000万円余の大幅な減となっております。また、経営状況を表します単年度経営収支で見ますと平成21年度は赤字ということになっております。本会議でも一般質問に対しまして部長から御答弁させていただきましたが、本年度の国保税においては、景気後退による給与所得や自営業者の所得落ち込みなどによりまして、当初付加による調定額が前年対比で約10%の減となっており、さらに所得の落ち込み等によりまして収納率への影響も懸念され、平成22年度の国保会計も大変厳しい状況になっており、平成23年度には保険税率改

定が必要な時期に来ていると考えております。医療給付費の状況など財政状況がもう少し見えてきた時点で、市議会、国保運営協議会等にも御相談させていただきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

それでは歳出から御説明を申し上げますので、350、351ページをお願いしたいと思います。最初の1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、こちらにつきましては、国保の運営の事務費及び国保連への事務処理に伴う委託料等が主な支出になっております。主な点を幾つか申し上げますが、8つ目のポツ、郵便料につきましては、こちらにつきましては保険証の一斉更新、あるいは高齢受給者証の発送等に要する経費でございます。2つ飛びまして電算化共同処理事業委託料につきましては、資格管理処理、あるいは異動等の処理につきまして、国保連に委託をしているというものでございます。

続きまして2目連合会負担金につきましては、国保連合会に対する負担金ということで、平等割、あるいは被保険者数割、事業割等により支払っているものでございます。

続きまして2項徴税費につきましては、352、353ページをお願いします。こちら主な内容につきましては、嘱託員報酬につきましては、収納課に、今、配置しておりますが、国保税の収納ということで嘱託員を1人お願いしております、一般会計分とあわせてお二人で国保税の収納に働いているという内容でございます。

続きます3項運営協議会費でございます。1目運営協議会費につきましては、国保の運営協議会委員17人に対します報酬等で、昨年につきましては7月2日と1月28日に2回開催をいたしまして、それぞれ国保の会計の運営状況、あるいは条例改正、あるいはジェネリック医薬品の利用促進等につきまして御審議をいただいたというものでございます。

続きます2款保険給付費でございます。こちらにつきましては、歳出全体の68.3%を占めているという予算でございます、前年度対比100.3%ということで若干の増額となっております。

354、355ページをお願いしたいと思います。1項療養諸費でございます。こちらにつきましては、一般と退職それぞれにわかれてございます。こちらにつきましては、1目の一般被保険者療養給付費でございます。こちらにつきましては、入院、外来、歯科、調剤などの医療費にかかる経費となっております。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、厚生年金等に20年以上、あるいは40歳以降10年以上加入していた60歳から64歳の方にかかわる経費という形になっております。

3目の一般被保険者療養費につきまして、こちらにつきましては、柔道整復師、あるいはその他療養費という形になっておりますが、その他療養費につきましては、補装具の給付であるとか、あるいはマッサージ、あるいは保険証を持って来なくてお金を払った方への返還等の金額となっております。退職者につきましても同様になっております。

2項高額療養費につきましては、世帯の所得に応じて決められました1カ月あたりの支給額をオーバーした分を給付をするという制度になっております。

続きまして356、357ページをお願いしたいと思います。一番下になりますが4項出産育児諸費1目出産育児一時金でございます。こちらにつきましては、次の358、359ページにもわかれておりますが、先ほど申し上げましたけれども10月から4万円を引き上げているということで、357ページの46件につきましては9月分までの支払い分、358、359ページにあるのは10月以降の支払い分ということで、現在、35

9 ページにあります。42 万円が最高額ということでお支払いしております、合計いたしまして81 人の御出産があったと、御出産があったということで、こちらにつきましては、昨年度が88 件でございましたので、若干7 件の減という形になっております。

続きまして359 ページの5 項葬祭諸費でございますが、こちらにつきましては、葬祭につきましては5 万円をお支払いするというので67 件ございました。平成20 年度は100 件でございましたので、かなり減っているという形になります。

続きます3 款後期高齢者支援金等でございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療制度の医療費の4 割を現役世代ということで0 歳から74 歳の方が支援するというので国保分の支援金となっております。

4 款前期高齢者納付金等でございます。こちらにつきましては、前期高齢者医療にかかわる財政調整のため65 歳から74 歳の前期高齢者の加入率に応じまして、各保険者が納付金を出しあう制度ということであります。なお、こちらにつきましては、また歳入のほうで交付金を受けるという形になっております。

続きまして360、361 ページをお願いします。5 款老人保健拠出金でございますが、こちらにつきましては、平成19 年度で老人保健法は廃止になっておりますが、旧老人保健法による老人医療費の前々年度清算分に対しての約50%を拠出するというものでございます。

6 款介護納付金でございますが、こちらにつきましては、介護サービス費に対する約30%分を40 歳から64 歳の在任の保険者により支援するというものでございます。

続きまして362、363 ページをお願いしたいと思います。1 項の高額医療費拠出金でございますが、こちらにつきましては、1 件あたり30 万円を超える高額な医療費に対しまして、県内の全市町村に国保が拠出金を出し合うというものでございます。それを財源に発生の実績を受けまして、また市町村の国保に交付金が支払われるという制度となっております。なお、1 目目のポツの高額医療費拠出金は、1 件80 万円以上の医療費、2 目目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1 件あたり30 万円から80 万円未満の医療費が対象となっているというものでございます。

健康づくり課長 それでは363 ページ、中ほどの白丸、特定健康診査等事業諸経費でございます。特定健康診査につきましては、平成20 年度から実施しております、平成20 年度から平成24 年度までの5 年間、実施計画を策定いたしまして、それに沿った事業を展開してきております。昨年度につきましては、特定検診実施者数につきましては、中ほどの黒ポツ、特定健康診査委託料2,600 万円余でございますが、個別、集団あわせまして、4,648 人受診ということで、委託先につきましては塩筑医師会、あるいは長野県健康づくり事業団に委託して実施いたしました。

市民課長 続きまして2 項保健事業費につきましては、続きます364、365 ページで御説明申し上げます。2 目目の黒ポツ、健康優良家庭記念品代につきましては、1 年間無診療であった世帯に対しまして図書券を複数の家族の加入者のいる世帯、あるいは単身者ということでわけまして、合計387 世帯に図書券をお送りしたものでございます。

下から4 目目でございますが、郵便料でございますが、こちらにつきましては、4 月から9 月分の診療分ということで医療費の、あなたはいくらかかってますよということでのお知らせをするというものの郵送料でございます。

続きます 2 目疾病予防費につきましては、人間ドック等補助事業ということで、35 歳以上を対象に人間ドックを受けた時に年 1 回補助をするということで、日帰り、1 泊 2 日、脳ドックということでございまして、合計 360 件の交付、支払いをしております。なお、平成 21 年度は 360 件ですが、平成 20 年度は 351 件、平成 19 年度は 335 件ということで、年々増加をしているという状況になっております。

続きます 3 目高額療養費貸付金につきましては、高額療養費が支給されるまでの間、その支払い見込額の範囲内で貸し付けるというものでございます。完済はすべて済んでおります。

続きます 366、367 ページをお願いしたいと思います。10 款諸支出金の 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金につきましては、前年度国庫支出金等の償還金ということでございまして、最初のポツにつきましては、平成 20 年度の退職者医療の療養給付費の額が確定がされたことに伴う精算ということです。次のものにつきましても、平成 20 年度の診療、あるいは調剤等に対する療養給付費等の確定に伴う償還金となっております。

続きまして 368、369 ページをお願いしたいと思います。2 項拠出金でございますが、1 目直営診療施設勘定繰出金につきましては、国保檜川診療所に関します国庫補助金をこの国保特別会計で受けまして、診療所特別会計に繰り出すものということになっております。

以上で歳出のほうを終わりました、続きまして歳入を御説明申し上げますので、334、335 ページをお願いしたいと思います。1 項国民健康保険税につきまして御説明申し上げます。国保税につきましては、この会計全体の約 4 分の 1 を占めておりまして、調定額 21 億 1,600 万円余に対しまして、収入済額 14 億 6,000 万円余ということで、収入未済額につきましては 6 億円余となっております。前年に比べまして収入額は 4,300 万円の減、収入未済額は約 3,100 万円余の増となっております。徴税事務につきましては収納課で行っておりますが、私どもといたしましても未納者に対し、短期証の発行等によりまして納税を促しておりますが、前年度分の収納率は 89.77% ということで 90% を割り込んで、また前年に比べまして 1.25% 低下しているという状況でございます。なお、不納欠損につきましては、決算説明資料 13 ページに記載してございますのでお願いしたいと思います。

続きまして 336、337 ページをお願いしたいと思います。3 款国庫支出金でございますが、こちらにつきましては歳出でも申し上げましたが、それぞれの給付費、あるいは納付金等に対します国庫負担分ということで受け入れているものでございます。

続きまして 338、339 ページをお願いしたいと思います。2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金でございますが、こちらにつきましては全国の市町村間の不均衡を調整するために国庫から交付を受けるものが普通調整交付金でございますし、各保険者の事情がある場合に交付ということでの特別調整交付金をそれぞれ提示をさせていただいてございます。

続きまして 340、341 ページをお願いしたいと思います。5 款前期高齢者交付金でございますけれども、歳出のほうで若干申し上げましたけれども、65 歳から 74 歳の多くが国保に加入し、その医療費の負担が大きいということから、社会保険など各医療保険者からの納付金を財源としまして、前期高齢者の加入率や医療負担に応じて、それぞれの市町村国保に支払われるというものでございます。

続きます 6 款県支出金につきましては、先ほどの国庫支出金と同様に交付を受けるものという形になっております。

続きます 7 款共同事業交付金でございますが、先ほど歳出でも申し上げましたけども、1 件 3 0 万円以上の高額な医療費につきまして拠出をして、その交付を受けるというものとなっております。

8 款繰入金につきましては、一般会計でも御説明申し上げましたが、一般会計からの繰入金ということでございます。

続きまして 3 4 6、3 4 7 ページをお願いします。1 つ飛んでいただきます。3 項雑入でございます。1 目一般被保険者第三者納付金でございますが、こちらにつきましては、交通事故等で診療を受けた場合に保険を使って診療を受けるわけですけれども、その後精算につきまして保険者が本人にかわって請求権の委任を受けまして保険会社から請求する事務を国保連に委託をして、事務を処理いたしまして納入をいただいた額ということで、この 2 1 件あったという形になります。以上で御説明のほう終わらせていただきますので、お願いします。

委員長 御苦労さまでした。それではこれより質疑を行いたいと思います。質問等ありますか。

小野光明委員 歳出の 3 5 4 ページというか、その前の 3 5 2 ページ、保険給付費の関係で、全体の 6 8 . 3 % が保険給付費なんですけど、これはあれですかね、市町村別で病院と医院って、どれだけこう支払ってるのか、ちょっと割合ってのはわかります。

市民課長 医療機関別。

小野光明委員 だから市内の、例えば医院と病院で、松本とか、そういったところがわかったら。

市民課長 資料とか調べまして御答弁させていただきます。

委員長 じゃ、後ほどということで。

小野光明委員 はい。

副委員長 3 5 7 ページの出産育児一時金が、9 月と 1 0 月で制度が変わって金額が変わったということですが、3 万円違いで 2 種類の金額が載っていますが、これは保証金の保険金の違いでこういう形の違っていることですか。

市民課長 済みません、説明不足で申し訳ありません。というのは、3 5 7 ページの 3 5 万円と 3 8 万円ございますけれども、こちらにつきましては、2 2 週以上の妊娠の場合に産科医療補償制度ということで、出産時の事故等の補償という制度に、2 2 週以上はそれに加わって支払いが必要になりますので、その分を上乗せをしていると。2 2 週以上の方につきましては、そういう形になっております。それによって 3 万円の違いがあるということです。

副委員長 そうしますと、例えば 3 5 万円というのは 2 2 週以前。

市民課長 そのとおりでございます。

副委員長 補償金を取り扱う病院によって、その金額が違うと思うんですけども、助産院の場合もその制度は利用できるわけですか。産科医療機関と助産院で分娩をするケースもあると思うんですけど、その違いなのかなというふうに思ったんですけど。

市民課長 同様でございます。

副委員長 はい、わかりました。

国保年金係長 先ほどの小野委員さんの御質問の件なんですけれども、市内の医療機関への支払いの件なんですけど、国保連合会のほうから 1 年間の給付した医療機関のベストテンが来るんですけども、その中で見ていきま

すと、入院の状況につきましては、ベストテン中、市内が6.7%を占めております。入院外の外来につきましては、ベストテン中、支払いの率でございますが14.9%を占めておりまして、市内の病院につきましては、5つの病院がこのベストテンの中に入っているということでございます。

小野光明委員 もっとわかりやすく説明してもらったほうが。ベストテン内の動きっていうか、のことは、わかりやすく説明してもらったほうがありがたいですけど。いわゆるベストテンというふうにあるなら、それを全部わかりやすく。内訳があれば出してもらったほうが早い。

国保年金係長 入院の状況の関係でベストテンの病院を見ますと、1位が松本病院、2位が相沢病院、3位が信大病院、4位が中信松本病院、5位が村井病院、6位が松本協立病院、7位が桔梗ヶ原病院、8位が岡谷塩嶺病院、9位が塩尻協立病院、10位が松南病院という順番になっております。それから入院外の関係なんです、こちらは、1位が塩尻協立病院。

白木俊嗣委員 そんなの聞いたって書ききれないでさ、一覧表で出してもらったほうがいいわ。

小野光明委員 お願いします、一覧表。

市民環境事業部長 一覧表ですね。

委員長 いい、それじゃあ、それ出してください。よろしいですか。

小野光明委員 はい。

委員長 ほかに何か。

白木俊嗣委員 うんと変な質問するけどさ。皆さんに言ったって困ると思うけどさ。これは何で国保、一般被保険者とかさ、退職者とかさ、前期だとか後期だとかって、こうやってわけなけりゃいけない。何かおれたちにわからないようにするために、こうやってしてるわけ。

市民課長 これは制度としてあれなんですけども、というのは国保というのは、自営業者とか農業者とか、無職の方が入るとい形の中で、いわゆる企業勤めを辞めて退職された方が入ると、多く入ってくるということで、高齢になるということで医療費がかなりかかってくるものですから、それを国保だけでは賄いきれないっていうことで、その人が昔、というか現役のころ勤めていた社会保険であるとか、共済制度とか、そこでその人たちの分を出し合うと。国保への負担を少なくしていくという、お互い助けあうという、そういう制度のために、このような退職だ、一般だ、前期だ、云々という制度になっているという形になります。

白木俊嗣委員 これは、聞いてもちっともわからんだよね。だけどね、保険料を今度決める時にはさ、何か毎年保険料見直して言うては、みんな上がってくるだよね。それを見てると4割給付だ、6割給付だと言ってさ、ちっとも制度の内容が、おら、わからんだよね。それで今度は、もし仮に高額医療でかかったような場合にね、所得でもって幾らまでは最低控除額というだ。それが7万円だとか、少し所得のある人は30万円だとかね。おれたち、いくら市民から相談かけられてもね、説明のしようがないんだよね。皆さんにこれを何とかしろってさ、できるものじゃないと思うけどさ。

市民課長 今、委員さん御指摘のとおり大変複雑な制度と。被保険者が加入しても、例えば、軽減であるとか、あるいは高額医療であるとか、あるいは税額の算定もそうなんですけども、私ども広報であるとか、あるいはホームページ、あるいはパンフレット等でPRをしておりますけれども、ただ個々に、個人によって、世帯によって、収入額によって、あるいは課税額のもとになる額によってそれぞれ違ったり、あるいは医療機関につきまし

ても大きな病院の場合になると、科が変わると合算されないとか、いろいろ複雑な制度でございますので、こちらにつきましては、概要につきましては広報でお知らせして、あとにつきましては個々の御相談をいただいていると。特に入院をされている大きな病院は、医療相談室、あるいはケースワーカー等がおりますので、そちらのほうを通じて御指導いただいたり、申請をいただいているということで、個々対応に一人ずつ御説明せざるを得ないということでございますので、よろしく申し上げます。

白木俊嗣委員 おらもね、よく医者へかかるもんで感じるのはね、病院や何かかかるとせ、科によってね、同じような血液検査だとかね、ああいうものがあるだよ。一月や二月ではそんなに変動はないと思うもんでさ、ああいうところを何か一つに統一すればね、少しでも医療費が安くなるじゃないかななんて思ったりしてくるんだけどさ、そんなような話し合いの場所というのは、ないわけ。

市民課長 私どもは、医療機関のほうでは、適切な必要に応じた医療行為を行っているというふうに、もちろん考えておりますけども、ただレセプト審査の中でも、一次審査ということで国保連合会で審査をしまして、同じものを私ども市のほうでも囑託を雇いまして研究をしております。それは個々のレセプトの医療を、必要以上の過剰な医療をしていないかとか、あるいは前月、あるいは最近三カ月を並べまして、異常がないかという形でチェックをしておりますので、ただ医療機関でする必要がある、あるいは、その内容が個々に違うかというのは、ちょっと私のほうはわかりませんが、そういう形でのチェックをしているという状況でございます。

白木俊嗣委員 ただ、おれは、そういう機関があるんだったらね、例えば、おれたちも医者にかかった時にね、科が違つと、おれら素人が見てもダブるんじゃないかなってというような検査があるもんで。先生、おれ、それはこっちでやったとかさ。おらにしてみりゃ、それだけ負担があるもんでね。とは言っても先生だもんで物が言えないじゃん、割と。それじゃ、よそへ行きましょなんて言われてみたら困るもんで、だから何かそういう機会でもってね、レセプトのどうのこうのってのもよくわかる。わかるが、ああいうところをもっと徹底すればね、医療費が多少なりともね、下がるんじゃないかなってというような気がするもんでさ。

市民環境事業部長 今、課長が申し上げたとおり、やはり検査っていうのは、ある程度、医療機関によっても基準というのはやはりあるようです。例えば、この検査は何カ月たてばできるとか、診療所のきょう、事務長さん、いらっしゃる、詳しいと思うんですけど、そういったものの中でやっているの、先生の御判断で必要かどうかというのは、お話、さっきありましたようにやって、うちのレセプトの点検もそういうものに基づいて、一応チェックはさせていただいているんですね。今、委員さんのおっしゃられた、変わった場合にまたっていうのは、今、地域支援病院みたいに、ああいう医療センター、松本医療センターがやはりそういう病院になりまして、地域の、塩尻の先生方と連携をとりながら、こちらの状況をそちらにお知らせして、例えば、今、おっしゃったように、こういう検査をしてあるからということで、それで御納得いただいている先生もいらっしゃるでしょうし、例えば、自分は、まだこのほかにこれが必要だとか、ある程度時間が過ぎてから必要だとかいう御判断の中でやりになってるものですから、基準の中でうちはチェックできるんですが、やはりそういう細かいところのあれが、主治医の判断かなというふうな、今課長が申し上げたとおりの判断をさせていただいておりますので、レセプト点検なんかで、そういった基準を超えてやってるような場合は、チェックできるようにいつも努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

白木俊嗣委員 よくわかるけどね、ただ、たまにこういうことがあるじゃん。要するに、この病院でもってね、

全部検査してね、そうすると、例えば手術しなけりゃいけないと、信大へね、そのレセプトなり何なりみんな持って、また病院に行くじゃん。そうすると、そこでまた同じような検査をするだよ。そりゃ手術をすればね、その先生が的確に見なければね、できないからそれはやむを得ないよと言えば、やむを得ないかもしれないけどさ。ただCTだ何だかんだとなるとね、1回やると1万円から1万四、五千元はとられるだよ。そういうのを見てるとね、せっかく病院から病院へレセプトなりね、写真なり持って行った時にね、何か重複したような診査をしているじゃないか。考えてみりゃ、仮に1万円ね、おらが払うということはさ、国保へはさ、その倍の4万円、3倍からのものをね、払わないいけないじゃん。そうすると自分の負担だからって言えば相当な額になるだよ。ああいうところを何か少しチェックすれば、医療費もそんなにかさまないんじゃないかなって気がしたもんでさ、何かそんなような話し合いをする機会があったら、そんなような意見もあるってことを、ぜひ申し上げてほしいと思うけどさ。いいよ、これは、おれの意見だ。

委員長 御意見でよろしいですね。

小野光明委員 関連でいいですか。今、白木委員からあったように、いわゆる電子カルテ化っていう動きが県とかであったと思うんですけど、そういった動きっていうのは、今、どうなってるんですか。そういった、いわゆる医療情報が混乱しないように電子カルテ化して共有するっていうのが、6年前ですかね、一回、県から提案されて動きがとまっちゃったように思うんですけど、そういうのは、もう県も国も考えてないんでしょうか。

市民課長 先ほどレセプトの審査のところで、画面で審査という形でちょっとお話しましたけれども、現在の国のほうでも電子カルテ的な形で推進しておりまして、今、平成23年度に義務化という形で進めております。ただし、医療行為と言ってもマッサージとか、そういうところについては、高齢者の方については、すぐに電子化できないところについては、若干、除外っていうような形もあるうかと思いますが、現在も、レセプト審査につきましては、多くが画面審査という形で進められています。

小野光明委員 そうじゃなく、画面審査と電子カルテっていうのは違うと思うんですけど、いわゆる電子カルテっていうのは。

市民課長 医療機関から医療費の請求を電子画面でしたものを、そのままこちらに送っていただいているという形ですので、そちらにつきましては。

小野光明委員 カルテの、電子カルテ。

国保年金係長 電子化につきましては、レセプトの点検につきましては、昨年度から電子化ということになっているんですが、医療機関から診療報酬の明細、請求を上げるのにも紙媒体でやったり、オンラインでやったりっていうのを国保連合会の医療機関でやるんですけども、それをほぼオンライン化をするのが平成23年度、来年度からなんで、それを使うと医療機関からは紙の請求がほとんどなくなって、それをもとに審査をしたものを流してくるっていう形になっております。

小野光明委員 診療報酬のレセプトのほうではなくて、先ほどカルテのほう、いわゆる医療情報を統一して、医師間、病院間で共有化しようっていう動きが、県から田中康夫知事のころだったと思いますけれど提案されて、医療圏がどうなったかちょっと記憶はないんですが、どうなっているのかわかりましたら。

市民環境事業部長 各医療機関のカルテってことでいいですか。

小野光明委員 だから医療情報の、いわゆる個人の、個人情報との関係があつて。

健康づくり課長 参考までに榎川診療所の状況をお話させていただいてもよろしいですか。

委員長 そうですね、そのほうがわかりやすいね。

健康づくり課長 じゃあ、事務長のほうから。

榎川診療所事務長 榎川診療所は平成15年から電子カルテになっております。それで、今、レセプトの件なんですけれども、この診療報酬を国保連合会へ送るのには、これから光ディスクでオンライン化に向けて、今、全部、そういうふうに進んでいるので、そのためには電子カルテにしないとそれができないんです。なので、まだ小さな医院さんとか、高齢のお医者様のいるところは、手書きの紙カルテでまだやってらっしゃるところもあると思いますけれども、それをなるべく電子カルテに変えて、それでオンライン化に向けて、今、進めているという、そういう状況でございます。榎川診療所は、今、光ディスクでレセプトは出しております。

小野光明委員 だからレセプトじゃなくて、先ほどのいろんな個人、情報を共有化して医師同士でっていうことですけど。確か電子カルテって言ったと思いますけど。レセプトの電子情報。

委員長 ちょっといいですか、今、小野委員の言っていることわかりますか、質問。

市民環境事業部長 済みません、医療機関で診療したのをデータとして入れて、それが総合的に見れる状況ができてるかっていうこと。

小野光明委員 できてるかっていう、そういう考え方があったと思うんですけど、レセプトは確かに情報としての処理はそうなんですけど、個人の、先ほど言った同じ検査をしてのにまたやるっていうことがないために、医療情報を、個人の、いわゆる電子化して医師がね、共有化できる状況にするために電子カルテというような方法、例えばカードだったかもしれないですけど、その中に入れ込んでっていうような考え方があったと思うんですけど、それは今どうなっているのか。

市民課長 今のカルテと言いますか、医療機関ごとで持つてる情報を共有化って言いますか、データベース化してというような主旨だと思いますが、現時点では、例えばお薬手帳、薬をもらった時には、それを個人で一つ持っていて、どこでどういう薬をやっているっていうのはもらって来ますので、例えば重複したりとか、そういうことのチェックはできていようかと思えます。ただ医療につきましては、なかなか医療機関の医療行為があったり、範囲が広いということで現在できておりませんが、先ほど小野委員さん触れられました、以前、社会保障カードをつくって、国のほうで、それで、そういう情報を個人のデータが入ったものを持って行って、医療機関一括で、個人の診療経過なんか読み取れるものという形で準備を進めておりましたけれども、若干これにつきましては、国のほうでは先延ばしという形の状況でございます。

副委員長 関連で。多分、小野委員さんがおっしゃってるのは、産科で言うと共通診療ノートのような医療体制組織をとっていただければ、病院へ行くたんび検査を、同じような検査をして医療費が増すっていうようなことにはならないので、産科以外にも、そういうような医療体制っていうか、組織をつくっていけば、医療費の削減につながるんじゃないかなというふうにちょっと理解したんですけど、そんなような動きは、あるのか、ないのか、どうなのか、ちょっとわかりましたら。

市民環境事業部長 委員さんおっしゃられるように何年前から、やはりそういったことが課題になって、国保連のほうでも、先生方がそういう連携がとれるようにという研修もやったりしまして、進めてきている状況はあります。ただ、まだ全体的に整ってはないんですよ、確か、だと思えます。それができてくれば、今、委員

さんおっしゃられるように相互間でのやりとりができて、少しはカットできる部分もあるかなっていう、うちのほうとしても展望はあるんですけども、ちょっと先ほど申し上げましたように、それでできる部分と、それから例えば、やはり主治医の判断なものですから、なかなか難しいというような、それができればうんと減るっていう期待はするんですけども、どうかなという、ちょっと将来的な見通しの中では少し不安はありますけれども、そういうことでカットできる部分はあるかと思います。ただ、今のところまだ、そういうシステムはできあがっておりませんので、なくなったわけではなくて国保連のほうでもそういうものに力を入れながら、まず先生たちの研修でしたっけ、何かやりましたよね、研修等を始めていますので、今、そんな状況です。

委員長 よろしいですか。ほかに。

金田興一委員 先ほど医療費の明細、各家庭に送付しているってお話がありましたけれど、改めて、医療費の明細を送付する理由をちょっと聞かしてもらいたんですけど、何のために送付しているのか。

市民課長 こちらにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、6カ月分につきましては、それぞれ各家庭に、被保険者にお送りしているわけですけども、そちらにつきましては、例えば、御本人がどのくらい、というか自己負担がほとんどない方もありますし、うんと低い方もあった場合に、やはり自分の医療費というのはこのくらいかかっているんだよと、そういうことを知っていただくというようなことが、まず第一にあるかと思えます。

金田興一委員 それだけでいいです。

もう一つね、今は書いてないかね。いわゆるお医者さんからもらった自分の領収書とこの通知との、突合してくださいということがあったと思うんですが、今はそれはないんですか。

市民課長 済みません、説明不足で申しわけありませんけれども、そちらのほうもごさいます。不正請求っていうことのチェックもごさいます。

金田興一委員 実際に、この医療費の明細を送って、いや、うちのは違ってたということで、そういう事例というのは現実にありますか。

市民課長 ほとんどごさいませんけれど、昨年ちょっとそういう相談がございましたけども、ただ、調査の形の中では特に問題なかったということでごさいます。

金田興一委員 確かにドクターとの信頼関係等いろいろあって難しい部分があるかと思うんですが、一つにはそういう不正請求等の抑止にもなるんで、ドクターのほう、医院が悪いんじゃないかと、もらった人は、自分がどれだけ医療費がかかったかという確認をして医療費の節減に努めてほしいのと、やはり領収書等の間違いなんかについてもっていうのは、前に書いてあったのは、あれをもうちょっと書くとか、そういうお考えは。通知に書いてあった時期があったような気がしたんですけど。

市民課長 ちょっと、今、手元にごさいませんので、内容をもう一度精査させていただきまして、その趣旨に沿うような形での提供をさせていただきたいと思えます。

副委員長 国保財政の全般的な考え方で確認をさせていただきたいんですが、特に、どこの市町村も高額療養費とか、やはり医療費が高くなってきて財政が厳しいというような声を聞くんですが、この高額療養費に対して、各所得に応じて自己負担額が決められるというような制度ですけども、最低ですと8万円ですかね、今、自己負担額が8万円では低所得者に対して高過ぎるということで、多分今、国でそれを4万円くらいに下げるっていう

ことを検討されているようなんですが、今後、もし自己負担額の限度額が8万円から4万円に下がった場合に、塩尻市というか、この国保財政の負担割合っていうのは、その制度の変更によってふえてくる、個人の負担額が減るので、財政のほうでは、多分負担額がふえてくると思うんですけども、今でも破綻しそうな厳しい財政運営の中で、さらに国の制度が変わったりして負担分がふえていく場合、そういう考え方でいいのかわかるか、今後の対策として検討しなきゃいけない材料の一つにはなると思うんですけども、現状おわかりになりましたら教えてください。

市民課長 今おっしゃられたような形でありますと、国からもそれに対する補てんが半分くらいございますけれども、ただ、市町村の国保につきましても負担はふえてくるということになります。

副委員長 ふえてくるんですね。そうすると今後は、この12月ごろですかね、めどに保険料をどういうふうにしていくか、国保財政の考え方を示さなきゃいけないというような状況のようですけども、その辺も含めて保険料をどの程度に上げていくのかっていうことも検討しなきゃいけないと思うんですが。保険料を上げると、ただ、確かに国保の保険者の中には生活が厳しい方もいて、今でも滞納率が高いということが問題になっているので、その辺、やはり大きな課題だと思うんですけども、一応、考え方がもしありましたらお聞きをしたいんですけども。

市民環境事業部長 本会議の時にもそういった御答弁をさせていただいたかと思うんですけども、先ほど、ちょっと課長の説明にもありましたように、もう本当に値上げの避けられない時期かなという中で、やはり、これから来年の保険税の設定に向けて、状況をしっかり把握しながら進めていかなきゃいけないわけですけども、国保に入ってくださいしている皆さんの状況等もしっかり踏まえる中で、平成17年度にやらさせていただきましたように一般会計の繰り入れ等も、その時本当に大きな判断をしていただきまして、やっていただいて今があるという経過もありますので、そういったものを踏まえて、また運協だとか、あるいは議会のほうとも御相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。

市民課長 若干補足させていただきますが、私ども考えているのは、改定の場合に、した場合に低所得者の場合には支払えなくなるということがございますので、現在、6割、4割の軽減策がございまして、そちらにつきましても、7割、5割、2割という軽減方法もございまして、そちらのほうもあわせて検討していきたいというふう考えております。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います。議案第2号平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

ここで休憩をします。午後1時から再開をしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

先ほどの、課長どうぞ。

財政課長 議案第1号一般会計決算歳入の関係で、白木委員さんのほうから御質問いただきました市有林立木等の売払金の内訳、森林税、県の森林税の還元の状況並びに公的森林整備の関係について、担当課長のほうから御答弁申し上げてよろしいでしょうか。

委員長 お願いします。

農林課長 済みません、先ほどすぐに来れませんでした申しわけございませんでした。幾つか質問をいただいておりますので、一つずつ説明をさせていただきたいと思っております。歳入の関係の財産売払収入の中の不動産売払収入で、市有林の立木等売払収入6件271万9,999円ございます。この内容につきましては、昨年でございますけれども、高ボッチの市有林でございますけれども、6.3ヘクタールを搬出間伐をいたしました。その中でカラマツでございますけれども、285立方メートルの売却をいたしまして、その収入につきましては、売却価格が225万641円ございまして、それに対して手数料38万3,398円が引かれまして、186万7,243円が売払収入として入っております。そのほかにつきましては、中部電力あるいは東京電力の線下補償と言いますか、送電線下の伐採の補償料でございます。あわせまして271万円余ということでございます。

次に決算説明資料の16ページでございますけれども、公的森林整備事業補助金2,550万円でございます。これにつきましては、昨年の8月に長野県知事から榎川地域でございますけれども、森林整備保全重点地域ということで、特に水源関与等の部分ですけれども、ため池機能を向上させるということで県知事から指定をいただきまして、70ヘクタール余の間伐ということで整備をしたところでございます。ここに補助率87.7%ということで書いてございますけれども、通常のルールでまいりますと国が51%、県が17%、残りでございますけれども、32%でございますけれども、これを県と市でそれぞれ負担をしてということで、市のほうは16%、通常ですと負担になります。ただ、平成21年度に関しては、国のほうで条件不利森林公的整備緊急特別対策事業ということで、10アールあたり定額で25万円、それにプラスアルファがございましたけれども、最終的に国のほうで1,925万円の補助金がまいりました。その残りを市と県が折半で負担したということで、市の負担は312万5,000円ということになってございます。

それから、その1つ上に森林づくり推進支援事業補助金248万3,000円ということもございますけれども、これが県民税を活用した事業でございます。昨年度でございますけれども、市のほうでは緩衝帯の整備ということで、野生鳥獣の緩衝帯整備ということで、上小、床尾、贄川の8.34ヘクタールの整備をさせていただきました。それが240万4,500円でございます。それから、松枯れ対策ということで、松の枯損木の処理をいたしております。8件ございまして、51本の処理をさせていただいております。その金額が107万1,050円ということになってございまして、そのうち森林税ということでいただいたものが248万3,000円ということでございます。これについては、県のほうで市町村に対して基本配分額というものがございます。それに市町村独自の事情、それからこの松本地域で進めようとしている赤松林の関係ですけれども、その健全化に向けたということで重点配分額というのが、かなり、570万円ほどありますけれども、その一部をいただきまして248万3,000円ということで支援金をいただいております。

それから森林税の活用事業の中で直接塩尻市を經由してはございませんけれども、みなで支える里山整備事業ということで、間伐等の促進のために10分の9の補助率の事業があるわけでございますけれども、この中には

国の補助事業、その上に県の森林税を活用するという事で事業費に充てておりますけれども、その事業がございます。昨年度でございますけれども、下小曾部、それから北小野の上田、宗賀の床尾ということで、32.54ヘクタールでございますけれども間伐等の整備をいたしました。この金額については詳細がわかっておりませんけれども、直接支払いになっております。

御質問いただきました内容については、以上だというふうに思っておりますけれども、もし何か、まだ答弁漏れがありましたらお願いしたいと思います。以上でございます。

委員長 どうですか、よろしいですかね。それじゃあ、御苦労さまでございました。ありがとうございました。

市民課長 先ほど御審議いただきました議案第2号国保特会の決算の時に提出を求められました医療機関、松本市内、あるいは塩尻市内等のということで一覧表をお配りさせていただきましたので、よろしくお願いたします。以上です。

議案第4号 平成21年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 それでは、次にですね、議案第4号平成21年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは決算書383ページをお願いします。なお、決算説明資料は81、82ページとなっておりますのでお願いしたいと思います。平成21年度決算につきましては、月遅れ請求分の執行と平成20年度分の精算処理が主な内容となっております。決算額につきましては、この会計につきましては、平成19年度は55億円、平成20年度は5億円余でございましたが、平成21年度は2,000万円余と取り扱い件数、あるいは金額とも大幅に減少しております。御案内のとおりに老人保健制度につきましては、昭和58年以来、75歳以上と65歳以上の一定の障害のある方を対象に医療費の支払いを行ってまいりましたけれども、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行いたしまして、この制度自身は廃止されておりますが、過誤調整処理のためこの特別会計は平成22年度まで存続されることとなっておりますので、本年度末で廃止することと予定しておりますのでお願いしたいと思います。

それでは歳出から御説明申し上げます。決算書392、393ページをお願いしたいと思います。1款医療諸費でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げました月遅れ請求分1件分ということでの支払いになっております。

2款諸支出金につきましては、償還金につきましては、国、あるいは県からいただきました交付金等の受け入れ超過分の精算をするというものでございます。

続きまして394、395ページをお願いしたいと思います。3目の繰出金につきましては、平成20年度に一般会計からの繰入金をいただいた分の過払い分を一般会計にお返しするというものでございます。

3款前年度繰上充用金につきましては、歳入が歳出に対して不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げてその年度の歳入に充てることがされておりますが、平成20年決算におきまして、平成21年度に歳入が見込まれる国庫補助金などを繰上充用したものであります。平成21年度において、また後ほど申し上げます歳入で過年度分を平成20年度分の支払いとして受けて精算が終了しておりますのでお願いしたいと思います。

続きまして歳入の御説明を申し上げますので、388、389ページをお願いしたいと思います。1款支払基

金交付金でございますが、こちらの1項支払基金交付金2目審査支払手数料交付金につきましては、追加交付を過年度分として追加交付を受けるといふものですし、その下の国庫支出金につきましても同様でございますが、先ほど申し上げました繰上充用の根拠となっております歳入でございます。

続きまして390、391ページをお願いしたいと思います。5款繰越金につきましてもでございますが、前年度繰越金として歳入を計上してございますが、こちらにつきましては、前年度の老人保健医療交付金の精算返還金としての計上でございます。

続きまして6款諸収入でございますが、雑入で第三者納付金につきましては、国保の時にもちょっとお話ししましたが、交通事故等第三者の事故での救済権の関係で、加害者のほうから入ってきたものということでございますので、お願いしたいと思います。以上です。

委員長 議案第4号の御説明をいただきました。これより質疑を行います。委員より質問等ございますか。

白木俊嗣委員 これは平成22年度の話だけども、これは何でこんな1万いくら残しておかなければいけないのだ。

市民課長 医療費の請求権がございまして、それが一つ、ここで区切りになるということで、この後期高齢者医療制度が始まった時に国のほうの方針としまして、平成22年度まで特別会計を残さないという指導がありまして、ここまで残っているという形です。

白木俊嗣委員 これを見ると第三者の交通事故の関係だよな、いくらか入ってくるけどさ。これは、まだ入ってくるやつがあるわけ。

市民課長 まだ治療中というか、精算が済んでない分がございましてけれど、こちらにつきましては、今後、例えば遅れて請求が来る分とかあった場合には、一般会計で処理するということになっておりますのでお願いしたいと思います。

白木俊嗣委員 ま、いいわ。国のね、そういう指示だって言えばさ、理解しないわけでもないけどさ。ただ思うことはね、結局、一般会計の国保でもって面倒みなきゃいけないはずら、最終的には、国保っていうかあれでもって。だったら、こんないつまでも残しておかなんてさ、早く処理すべきもんじゃないかとおれは思うけどさ、ただ、こうやって会計で残してみたってね、えらい皆さんに言たって始まる話じゃないけどさ、ま、いいわ。大体、こんな小さいものを残しておく自体がね、どうかと思うだよ、特別会計で。

金田興一委員 どっかとかくっつけて。

白木俊嗣委員 そう、くっつけてね。それで、一般会計じゃないけど、国保の中でもって処理していけば済むことだと思うけどね。

委員長 よろしいですかね。

中野長勲委員 さっきのところの雑入のね、交通事故の納付金というのは、大体交通事故って保険が担保されてるわけだけど、それは、本人が払うのか、それとも保険会社から払ってくれるの、どっちだい。

市民課長 交通事故第三者行為につきましては、一応、一たん、私どもに連絡、被害者の場合いただきまして、保険を使って治療をうけていただきまして、医療費もこちらの保険のほうからお支払いします、医療機関のほうに。その後、例えば、任意保険と強制保険に入っていますけども、そちらのほうから取るというか、そういう形になるわけですがけれども、そちらの請求権、つまり救済権ですけれども、そちらのほうについては、保険者のほ

うで行うという形になっております。そこで入ったお金を会計に戻すという形になっておりますけれども、ただ、第三者行為の請求につきましては、国保連合会のほうに委託をしまして、そちらのほうで加害者には、入っていた保険会社と交渉しまして、そのかかった分、責任度合いによりましてこちらのほうに戻ってくるというものでございます。

中野長勲委員 自動車保険というのは、強制賠償がまず第一に払われて、その次に任意保険で払うんだけど、これを見ると4人で110万円というのと、25万円、30万円くらいなものかい。強制賠償のほうから払われるっていうほうが先ってことだね、そういう理解でいいのかい。

市民課長 先ほど申しました医療費につきましては3割、自己負担分でございますけれども、7割分につきましては一たん払って返ってくるというもので、先ほど言われました強制あるいは任意保険っていうのは、それぞれ、いわゆるおっしゃったとおり強制賠償だと思いますけれども、そこら辺につきましては国保連合会で、一切相手との交渉をさせていただいているという形になっております。

委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第4号平成21年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第5号 平成21年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 次に議案第5号平成21年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

財政課長 それでは決算書の397ページをお願いいたします。この会計の決算額は、歳入歳出とも250万8,979円でございます。この用地先行取得事業特別会計につきましては、用地先行取得事業債で取得をいたしました土地に関する経理会計でございます。平成21年度では、用地先行取得事業債を借り入れて対応したものが、1件だけ残っております。決算説明資料の84ページに記載してございますが、奈良井駐車場用地、この1件でございます。この分の元利償還金につきまして歳出になりますが、404、405ページになります。元金で230万円、利子で20万8,979円ございまして、歳出は、この元利償還金だけの支出でございます。

これに対しまして歳入は402、403ページでございますが、一般会計からの繰入金で250万8,203円、前年度繰越金が776円で、歳入歳出イコールという形でございます。なお、この奈良井駐車場用地につきましては、平成22年度実施事業で一般会計で買い取りという形になりますので、同時に繰上償還を、買い取りをさせていただいたお金で繰上償還をして、この会計は一切譲渡になるものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。何かありますか。

ないようでありますので、議案第5号平成21年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第9号 平成21年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 次に議案第9号平成21年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

健康づくり課長 それでは決算書の473ページをお願いしたいと思います。塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計でございます。歳入合計につきましては9,680万8,055円、前年対比で330万円余、率にいたしまして3.3%の減でございます。それから歳出につきましては9,665万5,329円、前年対比では305万円余、率で3.1%、こちらのほうも減ということでございます。歳入歳出差引で15万2,726円、これにつきまして翌年度へ繰り越しとなっております。

それでは、歳出の主なものについて御説明申し上げますので、484、485ページをお開きいただきたいと思います。済みません、なお、決算説明資料につきましては95、96ページ、あわせてごらんいただければというふうに思います。それでは、歳出の主なものでございますが、485ページの備考欄2つ目の白丸、一般管理事務費でございます。これにつきましては、通常の施設及び車両等の管理にかかわる経費ということでございまして、内容、金額的にもほぼ例年どおりの内容となっております。

次に486、487ページをお願いしたいと思います。487ページ、上から3つ目の白丸、医業事業事務費でございます。これは、医業に関する消耗品、医薬材料、あるいは検査委託料等でございます。この事務費につきましても、ほぼ例年どおりの内容でございます。中ほどの黒ポツ一般業務委託料につきましては、松本市の会社等、専門の業者への臨床検査委託料、CT装置保守点検委託料等の内容となっております。

それでは、歳入につきましてお願いしたいと思います。歳入につきましては、戻っていただきまして、478、479ページをお願いしたいと思います。まず第1款の診療収入でございます。診療収入総体では479ページの一番上にありますとおり6,600万円余ということで、前年対比460万円余、率にいたしまして6.5%ほどの減というふうな形となっております。

次の480、481ページをお願いしたいと思います。2款の使用料及び手数料でございます。こちらにつきましては、診断書の作成等の手数料等でございますが、収入済額69万3,000円余、対前年で6万5,000円ほど、率にいたしますと8.6%ほどの減の数字となっております。

中ほどの3款繰入金でございます。こちらにつきましては、1項1目で一般会計からの繰り入れ2,500万円余、それから2目で国保特会からの繰り入れで340万円余となっております。

次の482、483ページでございます。こちらのほうは雑入等のものでございます。雑入につきましては、電話代、コピー代、あるいは、検診時の前に患者さんに処置していただきますうがい薬等の内容でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑を行います。

古畑秀夫委員 この診療日数ですけれども、前年度238日で、今年度というのは218日ということで、20日くらい少ないですね、どういう理由だか。

健康づくり課長 診療所の所長であります河原ドクターがですね、平成20年度までは正規の職員でございま

した。平成21年度に嘱託医という形になりまして、診療日数が減っているという内容でございます。

古畑秀夫委員 そうすると何、どうしてもふやすというか、そういうことはできなくて、決まっているってことだね、日数的な。

健康づくり課長 嘱託医でございますので、一応、日数がですね、塩尻市の通常の事務等の嘱託員と同じような勤務日数になります。したがって正規職員よりも減るということで、こちら辺につきましては、患者さんのほうに十分周知させていただきまして対応してまいっております。特にそこら辺でのトラブル等の話は聞いておりません。

白木俊嗣委員 これ、一般会計からの繰入金だけだね、これのちょっと明細を教えてください。純然たる市からの持ち出しがあるのかどうかということを知りたい。

委員長 わかる。一般会計からの繰り出し。

健康づくり課長 一般会計からの純然たる、そのままストレートにきている金額でございます。

白木俊嗣委員 そういうのじゃなくてさ、要するに補助金でもって来る分があるずら。市の一般会計からの繰入金ってあるけどさ、その明細を知りたい。

委員長 わかる。医療補助金みたいなものがどのくらいあるかって。わかる、それは。どっかで。

白木俊嗣委員 おれの聞きたいのはさ、要はこういうことだよ。両小野国保の場合やなんかはさ、要するに国からの負担金なり補助金があつてさ、それ以外に市の会計から純然たる繰り出しがあるわけさ。それを聞きたいわけさ。

健康づくり課長 ちょっと確認させていただきます。

委員長 それじゃ、この間、ほかに何かございますか。

どうですかね、時間的には、出ます。

健康づくり課長 済みません、財政担当のほうで、今、確認しておりますので。

委員長 少し時間がある。

健康づくり課長 そうですね、少しお時間をいただきたいと思っております。

委員長 ちょっと休憩させていただきます、そしたら、よろしいですか。

午後1時26分 休憩

午後1時33分 再開

委員長 それでは、再開いたします。

財政課長 一般会計繰入金の内訳でございますが、普通交付税で措置されたものが1,045万円でございます。これは、かつて診療器具を整備する際に過疎債を充当しておりまして、過疎債につきましては交付税措置がありますので、その分について措置があったものをそのままこの会計のほうに繰り出しをする。残りの部分がこの会計で足りない部分、不足する部分について一般財源を充当したものでございます。以上でございます。

白木俊嗣委員 こうやって見るとね、両小野国保の場合にはさ、4,000万円、5,000万円っていう市からの、これ以外の持ち出しがあるわけだね。同じ診療所でありながらさ、片方は単純に引算してもさ、1,500万円ばかの純然たる持ち出しで済んでるわけさ。そうなるよね、両小野国保の会計でもってさ、一般会計

からね、要するに交付税措置される以外でもって、3,000万円、4,000万円って持ち出しがあるもので、この辺のところの見直しをね、きちんとしていかなければさ、将来、ただ会計が結ばれないからといって出すこと自体が、おれはむだだと思っているわけさ。今の段階でもって両小野国保もね、いろいろと見直しをしてきているものでさ、それはそれなりに理解はするけどね。だけど、同じ、えらい変わらない事業の中でもってね、人口的にもそんなに檜川と両小野国保が違うわけじゃないもので、やはりその辺のところは、早く檜川を見習ってわけじゃないけどね、そのような対応をおれはしてくべきだと思うだけどさ。努力していることは理解するけどさ。その後、どうなってるのかね、ちょっと聞きたい。

市民環境事業部長 両小野国保病院につきましては、今までも答弁させていただいたとおり、健全化の対策、あれを設けて、地域の人たちにも集まっていたいて、そういった中で検討して、病院から診療所という決断をさせていただきまして2年目ですね、に入りました。経営状況等も委員さんがおっしゃるように、それじゃ、すぐ良くなるかという、なかなかそういった面も、というのは、檜川診療所と違うところは、やはりベッドを持って有床の診療所ということでもまずスタートしているものですから、やはり、ベッドを持っていると、それだけ人件費の面でも看護師さん等をお願いしなきゃいけないということもありまして、確かになかなか進まない面もありますので、引き続き健全化に対しては委員会等そのまま継続していただいております、いろんな御意見をいただく中で進めておりますので、ちょっと当分の間はということでスタートしてますので、そういったことも、しっかり我々も承知はしておりますので、早い段階と言いますか、ドクターが見つかって、もう少し拡大になればいいわけですけども、なかなかそういったことも今のところ改善策がとられないという状況がありますので、また地域の皆さんとも御相談をしたり、あるいは組合、議会等とも相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

白木俊嗣委員 この部分とちょっとかけ離れちゃうけどね、ちょっと委員長、申し訳ないけど言わせてもらうけど。ただね、そういうさ、組合、議会だとかさ、いろいろ何だかんだ皆さん言うけど、実際におれがね、別の関係でもって行ってね、その関係の向こう出身の議員や何かと話をするとさ、そんなの残すのは当然だという考え方でいるだよ。その辺の認識の違いがうんとあるわけさ。それはね、こういう檜川診療所みたいなことがあるもので、こういう地域もありますよってことをね、ちゃんとしっかり認識してもらわなければさ、いつまでたっても残すのは当たり前な感覚ね。それで条件的にはね、檜川よりかさ、こっちのほうがうんと条件はいいだよ。周辺にはいくらでも病院があるもので。その辺のところをしっかりと部長のほうでもってさ、議会なり何なりでもって説明して、考え方を教えてもらわなければさ。おれもこの前など、本当にね、話してもむちゃっときたもんでさ。そんなことはない、皆さん、そっちの議会があったってね、その議会はおかしいって言っただ。おれたちの議会でもってね、それは早く切るものは切るべきだって言われりゃ、皆さん、いろいろ言ったためだよということまで、おれは言ってきてあるだよ。だからね、やはり臨む時にはさ、議会の意向もちゃんと伝えていかなければさ、これはまずいと思うもので。いいね、答弁してもらわんでもいいけどね、そういう気持ちでもって当たってほしいということだ。

市民環境事業部長 一言お願いたします。今、委員さんおっしゃられましたように、本当にうちのほうから行っていただいている議員さんには、こちらの議会の様子等もしっかり伝えていただいております。私たちも、行政としても、やはりそういう御意見があるということをしっかり伝えまして、今回、本当に何年もずっと検討して

きていた病院を診療所にしたという、本当に大きな決断をしていただいていますので、今、議会の中でも昔と違って、そういった意見等もあまりではなくて、何とかしなければいけないということで皆さん検討していただいておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

財政課長 済みません、先ほど申し上げた金額、若干訂正ございます。1,045万円と申し上げましたが、1,004万4,000円の訂正をお願いいたします。よろしくをお願いします。

白木俊嗣委員 少なくなった。

委員長 それでは、よろしいですかね。

ないようですので、議案第9号平成21年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第9号について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第10号 平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 次に議案第10号平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは決算書491ページをお願いします。決算説明資料につきましては97、98ページですのでよろしくお願いします。この会計につきましては、県内すべての市町村が加入いたします長野県後期高齢者医療広域連合が、医療費の支払い、保険料率の決定、保険料の賦課などを分担し、市町村につきましては、保険証の引き渡し、届出書類等の受付事務、それに保険料の徴収事務などを行っており、その処理を行うための会計であります。保険料を年金から天引きする特別徴収が平成21年度は希望により、口座振替に変更できる選択制が導入されるとともに、保険料の負担軽減などの制度見直しがございます、その都度、広報活動等、適切な事務処理を行いましてスムーズな運営を図ってまいりました。またこの次年度の保険料につきましては、医療費の見込みなどをもとに2年ごとに見直すというもので、3月議会でもちょっと御説明しましたが、平成22年度、23年度は、保険料の改定が行われまして、3月に決定しましたので3月の広報等でも周知に努めてまいりました。なお、平成22年3月末の加入者数は、8,240人となっておりますのでお願いしたいと思います。また、御承知のとおり国のほうでは、この制度を平成24年度で廃止をしまして、平成25年度新たな医療制度構築ということで現在検討が進められておりますので、あわせて御報告いたします。

それでは、歳出から御説明申し上げますけれども、502、503ページをお願いしたいと思います。502ページ1款総務費でございます。1項総務管理費1目一般管理費につきましては、ポツ4つ目でございますけれども、こちらにつきましては、広域連合に塩尻市の職員を1人派遣しておりますので、その通勤手当、住居手当等となっております。一番下の郵便料につきましては、保険証の送付に要する経費ということでございます。

続きます2項徴収費につきましては、右側のポツ3つ目郵便料につきましては、保険料の決定通知ほかの郵送料となっております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、504、505ページをお願いしたいと思いますけれども、こちらにつきましては、徴収しました保険料を保険料軽減分として、一般会計からの繰入金を加えまして

広域連合に納付しているというものでございまして、後期高齢者医療広域連合納付金のうち保険料等徴収納付金につきましては、市のほうで納入しました保険料、保険基盤安定納付金につきましては軽減分ということで、あわせまして広域連合に納付していくというものでございます。

続きまして歳入の御説明を申し上げます。496、497ページをお願いしたいと思います。1款後期高齢者医療保険料につきましては、備考欄に書いてございますが、現年度分の収納率としまして99.52%となっております。

下にまいりまして3款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金ということで1号議案の時に御説明したとおりでございます。続きます498、499ページの2項保険基盤安定繰入金につきましても同様に市からの繰り入れという形になっておりますので、お願いをしたいと思います。以上であります。

委員長 これより質疑を行います。

古畑秀夫委員 この収納率、うんといいわけですが、これはどういう理由っていうか、お年寄りまじめてことか。ちょっとどういう理由なのか。

市民課長 こちらにつきましては、75歳以上ということで、この年代の方々、以前、国保にいた時から、かなり収納意識が高かったということで、そういう形での納入になったということです。

古畑秀夫委員 そうすると年金から取っちゃってるっていう率はどのくらいある。取っちゃってるっていうか、年金からの引き下げの方とそうじゃなくて。

市民課長 現時点で、特徴ということで年金からいただいている方が6,536人となっております。あと普通徴収としましては、1,756人ということになっております。

委員長 よろしいですか。

古畑秀夫委員 はい。

委員長 ほかに、ございますか。

白木俊嗣委員 ちょっといい。その下の現年度の17万8,200円の、この扱いだけどさ。こういう扱いでいいわけかい。

委員長 何ページですか。

白木俊嗣委員 今の、この497ページ。

市民課長 じゃあ、係長のほうから御説明申し上げます。

国保年金係長 御質問の件ですが、特別徴収として年金から天引きさせていただきました保険料の中にですね、17万8,200円という還付金が発生しているんですけども、これがすぐに還付することができないというものがありまして、翌年度にこの額で繰り越すためという形になるんですけども、還付未済額という提示をさせていただきます。以上です。

白木俊嗣委員 だけど本来なら特別徴収で入って来るものはさ、賦課されているもので決まってるじゃないか。それで、ましてやね、これ要するに収入のほうが多いわけだよね。それがわかればさ、決算前にね、その分は一時預かりなり何なりして処理するべきものじゃないか。

国保年金係長 特別徴収につきましては、特に年金からの入金になるんですけども、今回は還付未済額ということで計上させてもらっているものが、4月天引き、あるいは5月天引き等と遅れてぎりぎり出納整理期間中

のような形で入ってくるものがあるものですから、一時預かりっていう形での処理よりは翌年度へ、結果的に広域連合の仕事が済んじゃっているものであれば、広域連合から返してもらわなきゃいけない金額になりますので、こういう計上をさせていただいているんです。

白木俊嗣委員 本来、3月に入ったって出納整理期間は2カ月あるからね。その中でもっていくらでも処理できることだしさ。それでもって残った場合にはね、その分がどうしても発見できないで残ればさ、これは一時預かりなり何なりしておいてね、そっちから処理するとかさ、それが本来のような気がするけどさ、そうじゃない。

会計課長 会計内に預かれるものっていうのが、法で決められております。

白木俊嗣委員 決まってない、それは。

会計課長 いえ、決められているものですから、還付金については、債権欄にお預かりすることができないことになっておりますので、ということでこういう処理をさせていただいております。今までは、債権欄にお預かりをしながら還付をしていくというような形をとってきておりますけれども、職員も勉強してきまして、預かれないものだということで確認が取れたということで、特にここで債権欄に預かれるもの、預かれないものというものを明確にする中で、処理をさせていただいてきております。

白木俊嗣委員 そうやって言われたら言いたくなるけどさ、それはうそだよ、それはね、それはね、じゃ収納に入ってくる一般会計の部分もさ、みんなそうして処理してる。してっこないじゃん。してりゃあさ、税金だっで何だっでね、入って間違っで入ってくるもの、いくらでもあるじゃん。じゃあ、そういうやつには、こういう形でもって全部還付処理してる、してないでしょう。それはね、要するに間違っで入ったものについてはさ、一時預かりなり何なりでもってね、処理して、そして還付でも何でもして返すのが本来だよ。会計に入っちゃえばね、こういう決算になっちゃうもんで、決算書というのは、なるべくきれいにつくるのが決算書さ。こんな摘要欄でもって、このようなことを書かなければいけないような決算というのは、よくないことだよ。それを今、できないことになっていると言うけどさ、それじゃあ、ほかの一般会計でもって税金やなんかで間違っで入ってくるの、じゃあ、皆さん、全部そうやってやってるかと言えば、やってないじゃん。

会計課長 平成21年度、今回御審議いただいている決算から、会計課とそれぞれ収納にかかわっている担当課のほうとお話をさせていただきまして、平成21年度分からはそういう処理をさせていただいてきております。

白木俊嗣委員 平成21年、その前は、じゃあ、どうやってやる。別に違法行為でもなく、みんな、やってたでしょう。

会計課長 確かにそれまでは、私たちも勉強不足ということで債権欄にお預かりをして、債権欄から担保をするという方法をとらせていただいておりますけれども、平成21年度の決算にかかわる分につきましては、債権欄には預かれないということで、担当のほうとお話をさせていただいて、そのような処理にできております。

白木俊嗣委員 それじゃあね、その法律を見せてください。

収納課長 今の会計課長の説明で大体あれですけども、平成20年度までは白木委員のおっしゃるとおり、そういう処置をしておりましたが、それがまずいということで、平成20年度の決算から今のスタイルに変えました。昨年の決算書を見ていただいてもわかりますが、返せなかった軽自動車税が確かあったと思います。それがこういう形で載っています。以上です。

白木俊嗣委員 だから質問したからさ、平成20年まで良くて平成21年からいけなくなったって、そんなこと言って、おれらに理解しろってほうが無理だぞ、だけどな。

委員長 それでは、それをじゃあ用意していただければいいですね。それはあとでよろしいですね。ほかに。

副委員長 関連ですけど、今説明をそれぞれ、去年までの手続き方法と平成21年度からの処理方法が違うということで説明をお聞きしてわかったんですが、今後、こういう手続き上とか、掲載上の変化というか違いが生じた場合は、その点も含めて説明をしていただければよりわかりやすいかなと思いますのでお願いします。

委員長 要望でよろしいですか。

副委員長 はい、いいです。

委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第10号平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第10号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

10分間休憩します。

午後1時52分 休憩

午後2時03分 再開

委員長 それでは休憩を解いて再開をいたします。では、先ほどの説明をお願いいたします。

会計課長 歳入歳出外現金に預かれる、預かれない根拠ということで、お手元に2枚の資料を配らせていただきました。A4の縦のものにつきましては、歳入歳出外現金としてお預かりできるものを印してあります。それから横幅切りでありますのは、これは判例等に基づきまして、翌年度歳入歳出外現金として翌年度へ繰り越すことができるかという質問に対して回答をされたものです。このうち四角で答と書いてあるところの4行目に決算上収入済額として処理されることになって、調定額以上の収入済額があることとなりますが、というところからずっと読んでいただいて、その段の一番最後になりますけれども、改めて翌年度の歳出から同条第一項第六号の経費として処理なさいということで指示をされているということで、これに基づきまして平成20年度から税は取り組んでおりまして、それ以外のものにつきましては、平成21年度の決算からすべてこの対応してきたという経過がありますので、よろしくをお願いいたします。

白木俊嗣委員 わかるのはわかったけどさ、ただ、問題はね、それじゃあ、この金はいつ入ったわけ。いつそれが誤納だということがわかったわけか。出納整理期間後だったらさ、処理はわかるけどさ、出納整理期間中だったらね、これ消し込みなり何なり発見できればさ、それまでもすぐできるんじゃないか、決算前に。

会計課長 わかった時点ですぐ還付ができれば、あれですけども、手続き上のものがあったり何かしますので、やはり3月31日で切って、歳入で入ってくるについては収入済でいくと。繰り越す、済みません、経過でわかった時点で処理すればいいじゃないかという委員さんの御意見だと思いますけれども、還付につきましては3月31日で切って処理をすることになると思いますので、出納整理期間中に確かに経過がわかっていたとしましても、法に基づいてやはりその年の収入として一たん受けておいて還付をするという手続きになると思います。

白木俊嗣委員 それは違うよ。出納整理期間中はさ、3月31日に入ったものについてはさ、出納整理期間中に還付が発生した場合にはね、速やかに手続きすることはできるだよ、これは。この扱いとは違うだで。もうちょっと勉強してくれりゃいいわ。これ以上言たって始まらんで、いいです。

委員長 それじゃあ、少し勉強していただいて。よろしくをお願いします。

議案第16号 長野県地方税滞納整理機構の設置について

委員長 それでは、次へ移ります。議案第16号長野県地方税滞納整理機構の設置についてを議題といたします。説明を求めます。

収納課長 議案第16号の長野県地方税滞納整理機構の設置についてでございます。これにつきましては、議案関係資料20ページとそれと議案目次のほうの1ページ、16号議案、16号別記というところにありますので、これ、1条から説明していったほうがいいですかね。それとも下の概要で。

委員長 ええ、概要で。

収納課長 概要でいいですか。それでは、提案理由でございますけれども、地方税にかかわる滞納処分等の事務の一部を処理するため、長野県地方税滞納整理機構を設置することについて、地方自治法291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。この滞納整理機構の設置につきましてはですね、6月16日の総務環境委員会の協議会、それから8月15日の議員全員協議会の中で趣旨については、お示ししてありますので省かせていただきます。

概要の2番でございますけれども、地方自治法第284条第3項の規定によりまして規約を定め、広域連合を設置するもの。その内容の主なもの、第1条、こちらの別記のほうでは第1条になってますけど、広域連合の名称ということで、先ほど申し上げましたように長野県地方税滞納整理機構ということでございます。

(2)でございますが、これが第2条になりますけれども、組織する地方公共団体、これは長野県及び長野県内の全市町村ということでございます。

それから(3)、これが第4条になりますけれども、広域連合の処理する事務ということで、構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険法に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料にかかわる滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管の手続きを行った事案にかかわる滞納処分及びこれに関する関連する事務でございます。イといたしまして、構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務、これらも積極的に行っていきたいということでございます。それからウでございますけれども、徴収業務に関する構成団体からの相談、徴収業務にかかわる相談が、法的にいろんなものがありますので、関係法令等ありますので、それらの相談に応じるといふ事務を実施するということでございます。

それから(4)、これは第6条でうたわれておりますけれども、広域連合の事務所の位置、これは千曲市ということでございますが、この説明を少しさせていただきますが、長野県に1カ所事務所を置いて機動力を発揮してやりたいというようなことで、この千曲市は長野県の千曲庁舎というところでございまして、使用料が低廉って言いますか、これは無料だそうです。それからスペース的に非常に広いと、それから交通の便が更埴インターから車で5分、それから、しなの鉄道屋代駅から徒歩15分、長野電鉄の東屋代駅から徒歩15分、というようなことで、ここを選定したそうでございます。

続きまして(5)番、これが第8条になりますけれども、広域連合の議員の定数ということでございますが、7人でございます。内訳につきましては、そこに書いてある内容でございます。

(6)番、これは11条になりますけれども、広域連合の執行機関ということで、広域連合長及び副広域連合長1人を置くということでございます。

それから(7)番が第17条になりますが、広域連合の経費支弁の方法ということで、構成団体の負担金及びその他の収入ということで、これも協議会または総務環境委員会のほうへもお話しいたしましたが、基本割が1自治体5万円でございます。それから1事案の移管に対しましては16万6,000円ということで、塩尻市は25件を予定しておりまして、平成23年度予算では420万円をお願いするようになるかと思っておりますので、その時はお願いいたします。

それから規約の施行等は、各長野県の自治体等で議決をいただきまして、それをまとめまして県から総務大臣へ許可申請を出します。それについて、総務大臣のほうから許可があった日から施行するというところでございます。ちなみにこの広域連合につきましては、長野県は静岡県をモデルとしておりまして、静岡地方税滞納整理機構というのが平成20年の4月から発足しております。それをモデルにつくってございます。そのほか広域連合でやっているのが京都府がございまして、一部事務組合では、茨城、三重、和歌山、徳島、愛媛というような県が実施済みでございます。以上です。

委員長 説明をいただきました。委員の皆様から質疑等ございましたらお出しをいただきたいと思っております。

白木俊嗣委員 出納整理機構をつくることはいいけどさ、この間もね、課長の話聞いてるとね、塩尻の場合ならさ、差し押さえでも何でも460件って言ったかい、からのをしているわけさ。そういう処理ができてないところはね、この機構というのは大変活用する価値はあると思うけどさ。うちの場合は、こんだけしてればね、仮に今、1件16万6,000円からのものを払ってさ、やるメリットがあるかどうかということだよ。ましてやね、これを機構へお願いすることになればね、多分、大口だと思う。大口なんてのはね、言わせりゃさ、大体税金だ何だかんだと言えばね、抵当権だってもう4番、5番って言ってさ、最下位に入ってくると思うだよ。そうすると仮にこれ、この機構へお願いしてね、公売だ何だかんだしてもさ、配当なんてものはほとんど期待できないと思うだよ。ましてやさ、裁判所でもってよくやる、交付要求や何か見ても、なんだい、公売したあと来るじゃん。何だっけ、交付。

収納課長 交付要求。

白木俊嗣委員 それをしてさ、ほとんど市の場合なら配当がないわけさ。だから、これをやってどれだけのメリットがあるかってことをね、皆さん、本当に真剣に考えたことがある。

収納課長 そちら辺につきましてはですね、私も地域会議の中で、一番下部組織になりますけれども、地域会議でまず初めに私も質問いたしました。費用対効果がありますかと。それに対しましてですね、その答弁は、先進地、絶対にあるという答弁でありましたので、それならということで私も引き下がった経過がありますし、また移管が25件でございますが、その移管だけでなく、そこへ移管しますよということで25件以外にも通知を出すと、先進地事例ですけど、それによって相当収入があるという、そういう効果もあるようでございます。以上です。

白木俊嗣委員 それはね、皆さん、自分でもってさ、実際に差し押さえしてね、公売、ほとんど公売なんてし

てないと思うけどさ、公売したってさ、それぞれ登記所へ行ってね、登記簿謄本をおろしたってね、第3だ、第4だって抵当を見ればね、そんな1割もほとんどないよ、配当なんてものは。それはね、うんと金持ちでもってね、悪意でもって滞納したやつは別だけどさ、今、そんな人はほとんどいないからね。そういう中でもってさ、こんだけの金をかけてやってね、それじゃ、その実績が上がらんだら、皆さん、何て今度は言う。おれは見てて、絶対配当はないと思うよ。だって松本裁判所何なりでもって配当要求したってさ、ほとんど配当なんてないじゃん。ということは、うちの収納課みたいにね、こんだけの件数をさ、差し押さえしてればね、それじゃ、独自でもってこれを公売なり何なりしてさ、処理したほうがね、どのくらいメリットがあるかわからないよ。こんな、あれしたってさ、1件16万6,000円からの金をただ捨てるみたいなものだとおれは思うけどさ。おれは正直言って経験者だから言ってるだよ。正直言って、おれもあれだよ、裁判所へ交付要求でも何でも出したってさ、本当に1年にね、あれだわ、20件くらいの交付要求が来たってね、配当のあるものなんか二、三万円だった、正直な話してね。だで、登記所へ行って登記簿謄本を見るとさ、市の抵当権なんてのはね、本当に悪いやつなんかでは6番、7番、いいのだって3番、4番だでな。3番、4番なんてはね、配当なんてあるわけないだよ。ここでもって、皆さん共同でやるって言えばさ、それはいいけどさ、いいけど、そういう機構を利用するとなっても、やはり委託するね、件数というのはさ、極力、考えていかなければさ。

総務部長 機構に加入するメリットですね。これは、直接的なメリットと間接的なメリットがあるかと思えます。滞納整理の税収の確保などは直接なものであるし、先ほど課長が言ったように移管予告通知というもので、それを知らせることによってですね、任意で納付してもらえると。やりますよってということによって任意納付があるということと、機構の、本会議でも答弁させていただきましたけれども、そういうところの徴収職員を対象とした研修、これが実施されますので徴収率の向上につながると、これが直接な理由だろうというふうに思いますし、間接的な効果といたしましてはですね、実務をしながら徴収をできますので、そういう知識とかノウハウ、こういうものが間接的にはつながるということになろうと思いますし、機構が最終処理機関として存在することによってですね、精神的なバックアップということ、それから滞納処分を行う専門組織の活動というような、アナウンス効果ですね、機構がやりますよということで、そういうことで納税意識の向上を図れると、こういうものが、直接、間接的なメリットだというふうに言われております。今、白木委員の言われますように、実際に滞納されてきた言葉だからこそですね、今、言ったようなことが、当然、あるかと思えますけれども、前々から説明していますように、長野県下、全市町村一緒になってやっていこうということでございますので、以前の総務環境委員の協議会でも御指摘をいただいた、県の人数がもうちょっと少ないじゃないかとか、そういうことは県に申してございますので、当初の3人から4人に平成23年度はなりました。一応、平成23年度だけですけれども。そういうことで、そういうことの努力もやっていますので、よろしく願いいたします。

白木俊嗣委員 部長の言うことはね、理想であってさ、今、言うね、移管予告がどうのこうのとかなうけどさ、事前に差し押さえでも何だってね、差し押さえしますよって予告をみんな出してやってるじゃん。ただ機構になったからって言ってね、変わるものじゃないだよ、これは。だから機構をつくってね、共同でやることはいいよ、いいけどさ、今度は新年度からね、こんだけ予算をかけてね、やるほどの価値があるかってことをおれは言うてるわけさ。今、言うようにね、経験者が言うだから絶対間違いないだ。それはね、やったってね、効果なんてのは上がるものじゃない。それなりきの料金なり何なり出してみたって、その効果はないと思う。だけど市は、4

60件からの差し押さえしてるだでな、現に。だったら、そんなことやるんだったら、それを公売なり何なりね、さっさささっとかけていけばさ、どのくらい効果があるか。それでもって公売にかけて配当がなければさ、それは皆さん得意の不納欠損で落としやいいもんでさ。

総務部長 市としてはですね、今、言ったように、県のほうからそういうことを受けてですね、議会にお諮りをしておりますので、当然のことながら効果があるものとして、私どもは提案させてもらってますので、そういう観点でよろしくお願ひしたいというふうに思います。委員さんの御主張は、御主張でありますので、それはそれとして聞きますけれども、ぜひ、そういう視点でですね、お願ひしたいというふうに思います。効果があるように、私どもも働きかけをしていこうというふうに思っています。

委員長 ほかに。

小野光明委員 これ、県も入るといことは、地方税、県税なんかも、いわゆる滞納事案として県が上げれば対象になるってことでいいですか。

収納課長 一応、この機構につきましてはですね、県を除きました各自治体の保険料、保険税と市税です。ただし、市町村の滞納を移管された中に県の税の滞納があれば、それも一緒にやると、そういうことです。以上です。

小野光明委員 先ほど優先順位っていう話があったんですけど、それは、やはり額によって決まってくるのか、その辺の優先順位はどうなるんですか。

収納課長 基本的には納期の古いものという形です。ただし、差し押さえたとか、そういう特殊な事例があれば、差し押さえたところとか、そういうまた細かい問題が、基本的には納期の古いものから徴収するということです。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかに、ございますか。

ないようですので、議案第16号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めまして、議案第16号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第19号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、12款公債費、14款予備費、第2表地方債補正

委員長 次に補正予算の審査のほうへ移ります。議案第19号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、12款公債費、14款予備費、第2表地方債補正についてを議題といたします。説明を求めます。

財政課長 それでは、歳出からお願いいたします。16、17ページをお願いいたします。17ページ、25節積立金でございます。基金積立金中、財政調整基金元金積立金4,000万円と減債基金元金積立金4,000万円、この2つあわせまして8,000万円の積み立てにつきましては、平成21年度の決算剰余金が1億5,644万1,855円で確定いたしましたので、地方財政の規定によりまして剰余金の2分の1を下らない額を基金に積み立てるものでございます。その下の教育文化施設整備基金元金積立金100万円と緑のまちづくり基金元金積立金60万円につきましては、いずれも寄附金をいただいたものを目的に沿って積み立てるものでござ

います。以上でございます。

消防防災課長 引き続きその下の13目防災防犯費をお願いいたします。13節委託料で14万6,000円の補正をお願いをいたしたいものでございます。内容といたしましては、説明欄黒ポツの1つ目ですが、無線局定期検査委託料の補正をお願いするものでございます。この無線局につきましては、檜川地区の防災行政無線の5年に1回の定期検査でございます。信越総合通信局からの通知に基づきまして検査を業者に委託をしようとするものでございます。

それから説明欄一番下の2つ目の黒ポツ、事務所改修工事106万1,000円でございます。これにつきましては、保健福祉センターの管理諸経費ということでございますが、消防防災課の事務室の移転にかかわる費用でございます。当委員会には付託をされている部分ではございませんけれども、直接総務環境委員会に関係する部分でございますので、概要のほうを御説明申し上げたいと思います。現在、消防防災課の事務室につきましては、御案内のように保健福祉センターの2階の社協の事務室の東側にございます。議員さんや区長さん、あるいは関係する皆様から奥まったところに位置していて非常にわかりづらいと、こういう御意見もございました。このたび、隣の社協のボランティアセンター事務室が同じ階のですね、研修室のほうに移転をすることとなりまして、これに伴いまして消防防災課の事務室を現在の社協ボランティアセンターの事務室のほうに移転をする計画で、今回補正予算を計上させていただきました。事務室のほかにあわせましてですね、現在、事務室として使用をしている部分でございますが、この部分を会議室ということで使用させていただきます。消防団や災害対策用の会議室ということでございます。それから、現在の事務室の南側にございます、今まで会議室兼倉庫として使用している部分でございますけれども、この部屋につきましては、防災行政無線の放送室兼機器室と、それから消防防災用の倉庫として改修をするという形になります。改修工事の主な内容といたしましては、パーティションの移動、それから新設が主なものでございまして、改修工事費として106万1,000円の補正をお願いをしているところでございます。移転の時期につきましては、社協の事務所の移転後、移転をしてまいりたいというぐあいに考えております。以上です。

健康づくり課長 それでは20、21ページをお開きいただきたいと思います。衛生費の関係になります。21ページの一番上の白丸、予防対策事務諸経費でございます。これにつきましては、日本脳炎の予防接種の関係でございます。日本脳炎の予防接種につきましては、平成17年度から積極的な勧奨を差し控えてまいりました。今般、国からの指示によりまして定期接種として再開するということで、年度中途ではございますが再開するというので、ここで予防対策事務諸経費としての補正2,100万円余を計上させていただいたものでございます。黒ポツの一番上、消耗品費につきましては、日本脳炎のワクチン代でございます。印刷製本費、郵便料につきましては、接種にあたりましてのいわゆる問診票を印刷いたしまして、対象者に配布するものでございます。その下の個別接種医師委託料につきましては、予防接種をするにあたりまして医師会への接種委託料でございます。

その下の白丸、食育推進事業、これにつきましては、長野県食育推進会議が主催いたします食育推進研究大会、これが、毎年毎年、中信、北信、南信、東信と研究大会が回っておりまして、本年度、今回は年度中途ではございますが、塩尻市で開催することになりました。来る10月2日に塩尻市で環境と食と生活のフェアを実施いたしますが、そのフェアの開催にあわせまして、この食育推進研究大会をレザンホールの中ホール、それから体育

館で開催するという運びになりまして、それに関します地元市、塩尻市としましての予算計上を30万円お願いするものでございます。内容的には、印刷製本費につきましては、開催用のチラシ、それから賄材料費、それからクリーニング代につきましては、地元産郷土食の展示、あるいは学校給食展を行うにあたりましての食材費、あるいは白布のクリーニング代でございます。それから会場使用料につきましては、レザンの中ホールでオープニングセレモニーを予定しておりますけれども、レザンの使用料ということでございます。なお、この費用に関しましては、県から2分の1の補助が出ておりまして、歳入のほうで半分の15万円、歳入の計上をお願いしております。

生活環境課長 それではその下の6目環境保全費をお願いしたいと思いますが、地球環境保全事業の新エネルギー導入普及事業補助金でございます。平成22年度から補助額を3万5,000円、15万円限度ということで条項を変えさせていただきましたが、現在、交付決定済み54件でございます。5月末にこれが終了いたします。今回補正で100件分、平均でございますが13万3,000円が平均、今まで54件の平均でございます。100件分補正をお願いしたいというものでございます。1,330万円、トータルで2,060万円の新エネルギー導入普及事業補助金ということでお願いするものでございます。

消防防災課長 それでは、次に24、25ページをお願いいたします。下段になりますが、9款消防費1項消防費1目常備消防費をお願いいたします。今回、19節負担金補助及び交付金で47万5,000円の補正をお願いしたいということでございます。内容といたしまして、松本広域連合負担金でございまして、内容的には高速道路の救急業務にかかわる部分の負担金の増額補正でございます。内容につきましては、救急隊を維持するための基準的な費用でございますが、これが増額されましたので、この増額変更に伴いまして、今回補正増をお願いするものでございます。なお、歳入の雑入におきまして、ほぼ同額を支弁金として受け入れをいたしております。以上でございます。

財政課長 続きまして26、27ページ、公債費でございます。公債費は財源振りかえだけでございまして、財源欄の変更でございます。充当財源について使用料は市営住宅使用料と一般財源の振りかえを行うものでございます。

次のページの予備費につきましては、今回社会福祉センターの重油漏れ対応で予備費の1,000万円をすべて充用をさせていただきました。したがって、現在、予算額がゼロとなっております。年度後半、まだございますので、ここで1,000万円を予備費に補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

委員長 歳入も一緒にやります。全部やってください。

財政課長 それでは引き続きまして歳入でございます。10、11ページをお願いいたします。まず地方交付税中、普通交付税につきましては、今回、7,533万円、足りない分を充当させていただきました。

国庫支出金中、セーフティネット支援対策等事業費補助金1,335万3,000円につきましては、生活保護業務電子レセプト化のためのシステム導入費に対する100%補助でございます。

次の社会資本整備総合交付金(道路)のマイナス1,920万円につきましては、川岸線等の事業費の変更に伴い減額とするものでございますし、同じく狭あい道路につきましても対象事業費の変更に伴い50万円増額となるものでございます。

県支出金中、障害児を育てる地域の支援体制整備事業補助金43万2,000円につきましては、子育て支援

センターの備品に対する100%補助でございます。その下の障害者自立支援対策特別対策事業補助金82万3,000円につきましては、障害者相談支援センター開設に伴う備品に対する補助金でございます。

次の安心こども基金事業補助金1,467万8,000円につきましては、保育園、それから児童館・児童クラブ、子育て支援センターに設置する安心こども文庫に対する100%補助でございます。

次の消費・安全対策交付金（食育推進事業）につきましては、先ほど説明がありました長野県食育推進大会に対する2分の1補助15万円でございます。

次のページでございますが、緊急雇用創出事業補助金418万6,000円につきましては、社会福祉センター重油流出対策の臨時作業員賃金と消耗品の一部、事務費がつかますので消耗品の一部、それと高ボッチ高原自然保護活動事業委託に100%充当するものでございます。

次の数量調整円滑化推進事業補助金マイナス47万3,000円につきましては、米の生産調整補助金でございますが、これがその下の水田農業経営確立推進指導事業補助金70万円に変更となったため、振りかえるものでございます。これは国の政策で米の生産調整にかかわる制度については、調整水田制度から米の所得補償に変わりましたので、それに伴って県の補助金メニューも変わったものでございます。

次の地域発元気づくり支援金（健康&スポーツコラボ事業）177万7,000円につきましては、市民健康体づくり教室の事業費に対しまして、この支援金が申請に対して90%認められましたので、その額を補正するものでございます。

寄付金中、総務費寄付金100万円につきましては、クロマグロ養殖の研究で信毎賞を受賞された熊井さんからの寄附金分でございます。その下の土木費寄付金及び社会教育費寄付金につきましては、それぞれ街路樹の維持管理、あるいは平出歴史公園の樹木管理のためにということで御寄附いただいたものでございますので、こちらの基金に積み立てをさせていただくものでございます。

前年度繰越金1億2,144万1,000円につきましては、決算剰余金が1,000円単位で、1億5,644万1,000円で確定いたしましたので、当初予算で3,500万円を予算化しておりますので、その差額分を今回、計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。雑入中、児童扶養手当返還金107万円につきましては、過年度分の返還金でございます。

前年度電線類地中化工事負担金3万9,000円につきましては、広丘駅西口の電線地中化の中電の負担金の前年度精算分でございます。物件移転補償料46万2,000円につきましては、国道19号桜沢改良に伴う、そこに石碑がございまして、その移転工事に対する飯田国道事務所からの補償料でございます。

高速自動車道救急業務弁金47万4,000円につきましては、先ほど消防のほうから説明がありました弁金の額の確定により補正するものでございます。

市債中、地方道路等整備事業債3,600万円につきましては、広丘東通線の事業費の変更に伴うものでございます。過疎対策事業債2,980万円につきましては、川岸線の事業費の変更に伴うものでございます。合併特例事業債のマイナス50万円につきましては、堅石通学線の事業費の変更に伴うものでございます。社会資本整備総合交付金事業債120万円につきましては、上西条跨線橋線、長野道跨線橋線、向剣沢橋、この3つの各事業費の変更に伴い補正するものでございます。歳入につきましては以上でございます。

続きまして5ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。先ほど歳入の市債のところの説明させていただきましてとおり、広丘東通線等の道路にかかわる事業費の変更に伴いまして、ごらんのとおり限度額をそれぞれ変更するものでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 これより質疑を行います。質問等ありませんか。

小野光明委員 20、21ページ保健対策費の食育推進事業ですけど、これ、県の事業の負担金ということですよ。

健康づくり課長 今回お願いしました内容につきましては、地元開催市の塩尻市がですね、実は、県の補助をいただく要綱の取り決めといたしまして、事業主体が塩尻市、開催市というふうな要件がございまして、内容的には主催が県の関係でございますので、負担金というふうな形ではありますけれども、補正予算の組み方といたしまして、あくまでも塩尻市が事業主体であるというふうな組み方をすることによって半分の補助が出るというふうなことで、そんな補正の組み方をさせていただきましたので、こんな計上の仕方となっております。以上です。

小野光明委員 県のやるこういった行事にしては、お粗末のような気がするんですけど、どうですか。

健康づくり課長 当然のことながら長野県食育推進会議が事業主体ということでございまして、その推進会議のほうで当然予算がございまして。地元の塩尻市の予算としては30万円というふうなことでございまして、一応、規模的には二、三百人等の食育関係者を中心といたしまして、先ほど申し上げましたようにレザン、それから市立体育館を使ってやりますので、予算の規模的にはかなり大きな内容であります。ちょっと細かな予算につきましては、担当の補佐のほうからもう1回説明させていただきます。

生活習慣病予防係長 この事務局はですね、JA中央会で持っておりますので、ことしのこの予算について御説明申し上げます。総予算につきましては106万円、そのうち塩尻市が30万円、残る76万円がJAグループということで、76万円、30万円ずつ、歳出が計上してあるものでございます。その上で、この106万円に対しまして、県の交付金を合計75万円計上しておるものでございます。以上です。

小野光明委員 一番不満なのはですね、いわゆる県とか組織の大きいものが急遽お願いする時には、ぼんとうというものをつけて、地区とか任意団体がお願いをすると予算はないって門前払いをされるんですけど、どうしてこういうふうになるんですかね。

健康づくり課長 たまたまこの推進会議の中に地元の県議さんが含まれております。私ども健康づくりの立場としましてはですね、例えば予防接種等、各種検診等、もちろんございますけれども、基本的に食を見直すということの中で、ここ数年来、そういった食育の部分からも市民の皆様の健康に向けました切り口に取り組んでおります。先ほど申し上げましたように、県下、中南信、東北信、4ブロックを持ち回りで研究大会の会場を開催していくという中で、塩尻市。食育の推進というのが、市民全体の健康にもつながるという部分がございまして、そういった回の中で、たまたま中信地区で開催したいという推進会議の要望がございまして、委員会委員の議長であります宮沢県議さん等も年度初めにお越しいただきまして、そんな御提案がございました。私ども塩尻市としましては、塩尻市の食育、学校給食等のPRなども含めまして、いいPRの機会かなという考え方をしながら、今回の補正をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

小野光明委員 趣旨は理解しますが、私が言いたかったのは、小さな地域であるとか、任意団体に対しても

そういった配慮をしてほしいということです。以上です。

委員長 要望ね。

小野光明委員 はい。

委員長 ほかにございますか。

中野長勲委員 17ページの委託料の件で、榑川の無線局の定期検査委託料って、これは何年に1回ずつやる。

消防防災課長 5年に1回でございます。

中野長勲委員 5年に1回って言えば、これ、無理にこんな補正でなくて、当初から組めなんだのかな。

消防防災課長 おっしゃるとおりでございます。実は、平成17年に合併した時に榑川村の防災行政無線の引き継ぎをしたわけでございますけれども、その時の書類の引き継ぎがちょっと十分にされてなかった面がございまして、私どものほうで、ことしが5年目に当たるということを十分に把握できておりませんでした。5月に実は総合通信局からの通知がありまして初めて発覚をいたしまして、今回、補正のほうをお願いさせていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

中野長勲委員 わかりました。防災施設、これから、こういった定期点検委託料がふえてくると思うけど、やはり、よそから言われてね、受けるじゃなくて、継続的にやっていったほうがいいんじゃないかと思えます。はい、結構です。

委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第19号平成22年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めまして、議案第19号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第20号 平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に議案第20号平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは、議案第20号をお願いします。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,227万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億8,317万6,000円とするものであります。

歳出から御説明申し上げますので、9、10ページをお願いしたいと思います。歳出の10款諸支出金でございます。3目償還金ということで、前年度国庫支出金等償還金ということで、前年度国庫支出金償還金、最初のポツですが、これにつきましては、平成21年度の療養給付費等負担金が確定したことによりまして、受け入れ超過分を精算するもの、次のポツの前年度特定健康診査等負担金償還金につきましては、同様に保健指導にかかわります負担金が確定したことによりまして、受け入れ超過分を精算するものでございます。

11款予備費につきましては、今回で補正をお願いしました歳入額、歳出額の差額を予備費に計上いたしまして歳入歳出同額にあわせるものでございます。

続きまして歳入を御説明申し上げますので戻っていただきまして、7、8ページをお願いしたいと思います。

4 款療養給付費等交付金でございますが、平成 21 年度の退職者医療の療養給付費等交付金が確定し、追加交付されるものでございます。

9 款の繰越金につきましては、議案第 2 号でお認めいただきました決算により生じた繰越金を当初予算との差額を追加、お願いをするものでございます。以上でございます。

委員長 これより質疑を行います。ございますか。

ないようですので、議案第 20 号平成 22 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第 20 号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 21 号 平成 22 年度塩尻市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）

委員長 次に議案第 21 号平成 22 年度塩尻市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは、議案第 21 号でございますけれども、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 106 万 6,000 円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118 万 7,000 円とするものであります。

歳出から御説明申し上げます。9、10 ページをお願いしたいと思います。2 款諸支出金でございます。償還金ということで平成 21 年度の医療費交付金、あるいは負担金が確定したことによりまして、受け入れ超過分を精算するものとなっております。

続きまして歳入を御説明いたしますので戻っていただきまして、7、8 ページをお願いしたいと思います。7 款繰越金につきましては、議案第 4 号で決算をお認めいただきました平成 21 年度の繰越金につきまして、これにつきまして補正をするものでございます。以上です。

委員長 質疑を行います。ございませんか。

ないので、議案第 21 号平成 22 年度塩尻市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第 21 号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 23 号 平成 22 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

委員長 次に議案第 23 号平成 22 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは、議案第 23 号を御説明申し上げます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 41 万 2,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 4,669 万円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げますので、9 ページをお願いしたいと思います。今回の補正につきましては、先ほどの決算を認定いただいたということに影響するものでございますけれども、2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、当初予算との差額を減額するものでございます。

3款諸支出金につきましては、前年所得の変更申請が生じまして、還付が必要となった5人に対します還付をするものでございます。

歳入を申し上げます。7、8ページに戻っていただきたいと思いますが、5款繰越金につきましては、先ほどの第10号の決算によります繰越金を当初予算との差額を調整するものでございます。以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。ございませんか。

ないので、議案第23号平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第23号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

10分間休憩をさせていただきます。

午後2時55分 休憩

午後3時07分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

請願9月第1号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願

委員長 次に、請願の審査を行いたいと思います。総務環境委員会に付託をされております請願9月第1号機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願についてを議題といたします。事前に文書表は配布されていますので朗読を省きたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 本会議において紹介議員の中村議員より補足説明もいただいております。また、本日、請願者の吉家さんがお見えになっておりますので、ここで御説明をいただきたいと思いますが、いかがですか。よろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

委員長 よろしかったら請願者の吉家さんにですね、簡潔に少し御説明をいただければと思いますが、よろしくお願いをいたします。

請願者 こんにちは。はじめまして吉家と申します。きょうは、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。ちょっと5分ほどお話をさせていただきたいと思います。

金田興一委員 後で見えないですが。

委員長 それじゃあ、どうぞ、こちらへ。

請願者 説明させていただきます。今から8年前、異常な発汗、脱力感に意識障害に見舞われるようになり、6年前、20年以上にわたる機能性低血糖症の治療を先駆的に行っております千葉市マリヤ・クリニック院長柏崎良子医師に出会うことができ、3年をかけ先天性の機能性低血糖症であることがわかり、食事療法、栄養療法、運動療法により100%ではございませんが、改善を図ることができましたと同時に、さまざまなことを学ばせていただきました。2006年低血糖症患者家族会が立ち上げられ、研修会、交流会をする中で、私自身も

そうでありましたように精神疾患、神経症などと間違った診断をされ、精神薬の薬漬けとなり苦しんでこられた人たちが大勢いることを知り、少しでもお役に立ちたいと啓発活動を始めた次第です。請願書にも記しましたとおり、日本には現在潜在的患者は、1,000万人以上いると言われておりますが、世間での認知度はまだまだ低く、医療関係者の間でさえ理解が進んでいないのが現状です。そのための確な診断、治療を受けられている人が少ないのです。機能的低血糖症の多くは、食生活の不摂生によると起こります。平成19年度の総務省の家計調査によると、米類の購入金額は年間1世帯あたり3万円で、菓子類の購入金額は倍以上の7万6,000円あります。そして砂糖の消費量は、1人当たり平均20キログラムとも言われており、1日の摂取量を計算すると50グラムぐらいになります。1日に摂ってよい砂糖の量はその人の体重の半分相当のグラム量までです。それを超えると膵臓の活動が過剰となり疲労してくるため、インスリンを正常に分泌できなくなり、インスリンが少しの血糖値の上昇に対して過剰に分泌されるようになり血糖値が異常に低くなるのです。特に精製糖の過剰摂取は、膵臓に負担をかけていることが多いのです。また、低血糖症は、血糖値が急降下したり、低いままでとどまったりするために、さまざまな内分泌や自律神経の混乱をきたし、精神的、身体的にさまざまな症状を引き起こします。そのため統合失調症、うつ病、パニック障害、神経症などと間違った診断をされるケースは少なくありません。それ故に、低血糖症の治療を始めるまでに時間がかかってしまい、症状がさらに進んでしまうことも少なくありません。低血糖症と統合失調症との関連について、柏崎医師は、他の医療機関で統合失調症と診断されていた128人のうち124人が低血糖症であったと言われております。また、2009年の耐糖の精密検査、死者206人のうち202人、2010年前半期では、124人中123人が低血糖症であったそうです。元鹿児島大学神経内科第3内科の納光弘教授は、自称健康と言われる医師50人の検査をされた結果、うち18人が低血糖症であったそうです。治療法は、先ほどもお話ししましたように食事療法、栄養療法、運動療法です。あめ、オレンジジュースなどの糖質類は、逆治療となり、かえって悪化させてしまいます。膵臓を保護し、休ませる食事をするにより膵臓の機能としてのインスリンの分泌を整えることが必要なのです。タンパク質を多くとり、比較的吸収の早い糖質は控え、ビタミン、ミネラルの豊富な食事をとることにより改善を図ることができます。診断には少なくとも5時間の耐糖の精密検査とインスリンの経過を見ることが必要です。しかし、5時間の検査は保険の適用外で、検査費用だけでも少なくとも1万8,900円かかります。その他、栄養指導料などを含めると2万円以上かかります。残念ながら実施している医療機関は、長野県にはございません。遠方から通う人には治療費の前に交通費が大きいのしかかります。そこへ治療費、治療のための栄養補助食品購入は家計を圧迫し、低血糖症とわかってもらうように治療に取り組むことができなかつたり、治療を断念される人もおります。同じ患者としてやるせなさを感じます。私自身、月10万円かかり老後の生活を案じております。各県内に診断、治療のできる医師が1人でもおられたら、患者、家族はどんなに救われるか図りしれません。早期発見、早期治療、早期改善は医療費削減にもつながります。一日も早く患者、家族が安心して医療が受けられますよう、潜在的患者を見つけ出すことができますよう、医学研究の進展、病名の認知及び意識啓発、検査体制の拡充を図っていただきたく、その中で5時間の耐糖の精密検査の保険適用と各都道府県に的確な診断・治療のできる医師の養成、医療機関の確保を切にお願いいたします。御理解のほどお願い申し上げます。以上です。

委員長 御苦労さまでございました。これより質疑、質問等、ございましたらお出しをいただきたいと思っております。

中野長勲委員 けさ見たのかな、市議会旬報、あれを見るとこの意見書を出しているものも既に何力所がある

っていうふうに、三十何カ所って書いてあったわね。だから、これが出てくるってことは、もう既に採択してあるってことだけど、この近隣はどうか、わかるかい。

委員長 どうですか。

議事調査係長 長野県内18市の市町村、金曜日にお伺いをいたしましたところ、4市に請願・陳情が出ております。そのうち採択が3市、審査前が1市となっております。以上です。

委員長 3市はどこでしょうか。

議事調査係長 請願、松本市、安曇市も同じく請願です。あと上田市が請願、あと佐久市が陳情ということで、佐久市のみが審査前で、この9月の定例会において審査が行われる予定ということですよ。

委員長 県下の状況はそのようであります。

古厩圭吾委員 吉家さんでしたっけ。

請願者 はい。

古厩圭吾委員 検査に5時間というものは、結構長いと思うんだけど、その辺はどんな検査をするんですか。

請願者 お答えさせていただきます。一般的には、2時間から3時間の耐糖能負荷検査なんですけど、私たち患者は5時間やらないと3時間値から5時間値でどんどんどんどん下がっていきまして。私の場合は、最低値3.9まで下がって、意識障害を起こしてしまいます。常日ごろが、私は空腹前が普通の正常値なんですけれども、食後2.0しか上がらなくて1時間で空腹時に戻ってしまうんですね。大体の方たちが、3時間から4時間で最低値に下がってしまいますので、5時間までやらないと私たちの状態はわからないというのが現状でございます。この検査は3時間値までが、30分ごとに血液検査、尿検査、そして体温検査をします。血糖が下がっていきまるとどんどん体温が下がっていきます。その検査もとても必要で、私は3.4度台まで下がっていきまして3.4度2分くらいまで下がってしまいますので、その時はとても体が異常を感じますので、やはり30分で3時間後から1時間後、検査になっていくという、その検査を行いますので、計9回の検査を行います。よろしいでしょうか。

古畑秀夫委員 1,000万人の潜在的な患者ということになりますと、本当に社会的な問題だと思うんですが、医学的に研究が進んでなんで、あまり騒がれて、初めて聞いたもんですから、騒がれていないのか、どういふことで1,000万人以上いるのではないかとと言われていながら、今までなかなか進んできていないのかどうかというのは、その辺、どっちがどっちだかちょっとわからないですが、お聞きしたいです。

請願者 お答えさせていただきます。現状的にははっきりしたデータが出ておりません。だからこそ、いろんな資料を集めていただいて、データを集めていただいて、患者さんのことを調べていただきたいなと思うんですけれども、アメリカのハーベイ・ロスという精神医学者でもある方は、アメリカの10%が低血糖症である。アメリカでは、もう低血糖症財団、低血糖フォーラムが活動されておりまして、治療が進められておりますけれども、アメリカでは10%が低血糖症であると言われております。姫野友美クリニック医院長って御存じでしょうか。この先生もやはり心療内科で精神症状を訴えておられる300人中296人が透過検査の結果、機能性低血糖症であったということで、この1,000万人いるであろうということは、柏崎医師が、そのくらいのデータ、御自分で2,000人以上の患者さんを診察されておられますけれども、それから出した大体このくらいおられるのであろうという推測でございます。よろしいでしょうか。

委員長 いいですか。

古畑秀夫委員 いいです。

副委員長 古畑委員の質問の関連で、事務局から出してもらった機能性低血糖の資料を見ますと、その原因について診断が難しいことが上げられるという中に、低血糖症からくるいろんな症状があるっていうふうに書いてあります。神経症とか、糖尿病とか、パーキンソンとか、リュウマチとか、アレルギー症状、メニエール症状、じんましんとか、本当に見かけ上のいろんな症状が出てくるので、診療科の精神科、内科の先生、例えば、いろんな先生の関与を越えて、多分、いろんな症状があるので、それが、根本的な原因が低血糖からきているというところが、今の医療体制の中では、多分、わかりにくいという現象があるのかなというふうに、この事務局に出していただいた資料を見ると、何かそういうふうに感じたものですから、そんなような理解でよろしいでしょうか。お聞きしたい。

請願者 ありがとうございます。そうです。今、とてもたくさんの他の病名がつけられております。精神発達遅延とか、神経症、慢性じんましん、神経症皮膚炎、メニエール症候群、脳動脈硬化、慢性頭痛、偏頭痛、慢性気管支炎、リュウマチ性関節炎、パーキンソン氏病とか、あらゆる他の病名をつけられておられる方々がおられますので。私自身を語りますと、最初、この脱力感、意識障害、それを起こす、あと全身のしびれがとてもひどかったんですけども、最初インスリノーマを疑われました。インスリノーマというのは、やはり膵臓に腫瘍ができる病気で低血糖発作を起こします。半年くらいで亡くなられてしまうという病気なんですけども、とてもさまざまな症状がありました。私の症状はたくさんありまして、体が特に血糖が下がりますと体温が下がりますので手足の冷えがあります。あと呼吸がとても浅くなります。眼球に、目の網膜の裏に栄養が届かなくなりますので、目がとても疲れます。ものすごい痛みで、目がめぐりとられるような痛さでした。あと、動悸がすごいです。頻脈、体全体が脈を打っております。あと、狭心症で心臓にもきます。あと手足のけいれんとか、あと立ちくらみ、めまい、そうですね、あと日光がまぶしいというのもございました。今は、全くないんですけども。あと集中力の欠如だけは十分あったものですから、ここまで来ることができたかなと思うんですけど、目のかすみもとてもひどかったですね。そのような症状が交差している日々だったんですけども、どんなに検査しても異常なしと出てしまう、これがとてもつらかったんですね。低血糖発作も3日に一度という症状だったんですけども、ドクターたちで一つ一つ検査を消されていくんですけど、全くなかった場合は、私の場合は心身症と言われてしまいました。ということで、心身症とはとても自分自身で思えなかったんです。この低血糖発作は何からくるのかなって、ただそれが頭の中を駆け巡って柏崎先生にたどり着くことができたんですけども、一番ひどい方たちはパニック障害とか、統合失調症。統合失調症と診断された方々は、本当に何十錠という精神薬を飲まされてこられております。私の出会った患者さんは、マリヤ・クリニックの柏崎先生に出会うことによって精神薬はゼロになさっている、統合失調症と言われた方たちなんです。そういう方たちが、精神科や心療内科に多くが通われているってことの実態を知ったんです。精神薬では治らないことをはっきり知りましてし、まずこれを知っていたきたいなとも思いました。よろしいでしょうか。

委員長 いかが取り計らいましょう。

金田興一委員 いいじゃないかい、採択で。

委員長 採択という声。

中野長勲委員 これは、あれかい。インスリンを打っている人たちがね、御飯食べる前にインスリン打つとか、糖尿病だから血糖値、これ最近でも救急車に乗って行くのが、聞いてみると血糖値が下がっちゃった。今言われた、低い時は30くらいだっというような話も聞くんだけど、そういう病気と同じという感覚でいいわけかい。例えば、そういうのはね、すぐ砂糖なめさせるとか、あめなめさせるとかっていうことがあるんだけど、そういうおれたち素人の考えの病気ってことですか。

請願者 全く違います。実は、今、お医者さんたちに学んでいただいたことはあるんですけども、糖尿病患者でも機能性低血糖症を併発されてる方がおられます。それは、納教授の研究でわかってきたんですけども、その方々がインスリンを打ったら意識障害を起こしますね。脳へのダメージが大きいと言われていています。大勢ではないんですけども、これがわかってきたということは、やはり糖尿病の方たちの治療法も変わるということでもあるんですね。これをまず知っていただきたいということで、糖尿病とはまた逆の治療でもあります。あめ、オレンジジュースは。だから私が信大に駆け込んだ時は、先生方が、あめ、オレンジジュースを飲んでください、なめてくださいって、そこから壊れていきました。私の体はぼろぼろになっていきました。ここに回復するまでに6年かかったんですけども、絶対、あめとかオレンジジュースを飲んだら、まるで逆治療になって壊れていってしまいます。意識障害、また脱力感がどんどんどんどんひどくなっていくということ、今、私は、お医者さんがいたら申しわけないですけども、本当に信州大学の先生方に一番最初に学んでいただきたいなって思っておりますけれども、もっともっと研究されることを望んでおります。よろしいでしょうか。

委員長 採択という意見が出ておりますけれども。

白木俊嗣委員 ちょっといい。今ね、話を聞いて、よく理解もできるって言えばできるね。ただ、今、医療関係者の間でもね、要するに理解が進んでいく中でもって、やはり、おれたち委員会で、これ、採択する以上はね、やはり、そういう専門の人の意見も聞く必要があるじゃないかと思うだ。だで、そういうちょっとした時間を与えてもらってね、そして、そんな関係の人たちの意見、話も聞く機会を持つことも、おれ、大事じゃないかと思うだ、どうだい。

委員長 ということは、継続という意味ですか。

白木俊嗣委員 そういうことですよ。

委員長 継続という意見が出ておりますが、それでは、継続に対する採決をしなければいけないと思うわけですが、

中野長勲委員 専門的な意見を聞いて、今、お話を聞いていると、この辺に専門的な医者もいない、先生も見つけてほしいってなことだもんで、どういうところの専門的な、そういう機関はあるんですか。

白木俊嗣委員 例えばね、信大へ行けばね、やはりこういうものに対する理解のある先生は必ずいると思うんですよ。だで、その人の意見を聞くような機会もね、それは必要じゃないかと思うんだけど。

中野長勲委員 松本市は採択して意見書を上げたってことかい。

委員長 そういうことですよ、松本、安曇、上田、先ほどのお話では、そういうことであります。初めに、継続という意見が出ておりますので、いわゆるこの請願に対して継続にするかどうかという採決をまずしなければいけないものですから、その点を皆様にお諮りをしたいと思います。まず、この請願平成22年9月第1号であります、これに対して継続審査とすることに賛成とする委員の挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

委員長 それでは、挙手少数ということで、継続審査は否決をされました。ということは、ここで採択するか否かを諮らさせていただくこととなりますが、それによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 請願9月第1号機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願についてを採決させていただきます。この請願に対する採決を、賛成の委員の挙手を願います。

中野長勲委員 何々。

委員長 賛成する委員、請願。

中野長勲委員 採択に賛成だね。

委員長 はい。

〔挙手多数〕

委員長 それじゃあ、挙手多数ということですね。請願、採択されるということによろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 決まりました。お願いをいたします。

以上で、審査、すべて終了とさせていただきます。大変御苦労さまでございました。

中村努議員 意見書は。

委員長 意見書は、こっちのほうで、また、やりますから。

請願者 どうもありがとうございました。失礼いたします。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 閉会中の継続審査についてお願いをいたします。総務部、協働企画部、市民環境事業部、それぞれ重要な案件を抱えておりますので、閉会中の委員会等お願いすることもあるかと思えますけれども、よろしくお願いをいたします。

委員長 継続審査の申し出がありましたんで、これについては御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し入れをしたいと思います。

以上で、当委員会に付託された案件の審査はすべて終了しました。それで、当委員会の審査結果及び報告及び委員長報告、意見書等は、委員長に一任をさせていただいて、提出をさせていただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、異議なしと認めまして、そのようにさせていただきます。

理事者あいさつ

委員長 理事者からごあいさつがありましたら、一つお願いします。

副市長 どうも昨日来慎重な御審議をいただきまして、それぞれ原案のとおりお認めをいただきましてありが

とうございました。9月の委員会ということで、決算等を御審議いただきました。それぞれの事業につきまして、いろいろな面から御指摘、あるいは御指導を賜りましたので、十分精査をする中で、すぐに反映できるもの、あるいは検討を要するもの等ございますので、そんな対応をさせていただきたいと思います。なお、総務関係につきましては、歳入全般というようなこともございます。今後とも何かとよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 以上で9月定例会総務環境委員会を閉会させていただきます。大変御苦労さまでございました。

午後3時34分 閉会

平成22年9月7日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印